

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きガイド

加入のお手続き

各種変更・資格喪失
のお手続き

基礎年金番号通知書の
再交付のお手続き

保険料はいくら？

保険料の納付方法は？

申請免除・納付猶予
のお手続き

学生納付特例のお手続き

法定免除のお手続き

保険料負担と年金額
の関係は？

追納のお手続き

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きカード

こんなとき

加入や免除の一般的なお客様が来たとき

どうする

お手続きカード
概要版

詳細な説明が必要なお客様には

加入するとき

お手続きカード
No.1,4,5

各種変更・資格喪失するとき

お手続きカード
No.2,3,6,届書等

基礎年金番号通知書を再交付するとき

お手続きカード
No.7

保険料を説明するとき

お手続きカード
No.8,9,10

保険料の納付方法を説明するとき

お手続きカード
No.11,12,13,14

申請免除・納付猶予制度を説明するとき

お手続きカード
No.15

学生納付特例制度を説明するとき

お手続きカード
No.16

法定免除制度を説明するとき

お手続きカード
No.17

保険料負担と年金額の関係を説明するとき

お手続きカード
No.18

追納制度を説明するとき

お手続きカード
No.19

国民年金の加入者



必ず加入しなければならない人



加入・喪失・変更
(No.1-6)

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者ことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者
、農林漁業者、学生、無職の人など

■加入手続き

市区町村の国民年金担当窓口で
行ってください。

■保険料

自分で保険料を納めます。

第2号被保険者

会社員・公務員など厚生年金保
険や共済組合に加入している人

■加入手続き

勤務先を通じて手続きを行いま
す。

■保険料

厚生年金の保険料を納めます。
(国民年金保険料が含まれます。)

第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者
に扶養されている配偶者のうち、
20歳以上60歳未満の人

■加入手続き

配偶者の勤務先を通じて手続き
を行います。

■保険料

自分で保険料を納める必要はあ
りません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい
者になった際に受け取る
年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなっ
た際に、家族や子どもが
受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費
の一部として受け取る
年金。



希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。）



海外任意
(No.4)



任意加入
(No.5)

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料

自分で保険料を納めます。
※ただし、左記の②～④の人は口座振替または、クレジット納付が原則となります。
口座振替の場合は預（貯）金通帳・届出印、
クレジット納付の場合はクレジットカードをご持参ください。

国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。

✓ 第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料



保険料
(No.8)

令和5年度の保険料 令和5年4月～令和6年3月

定額保険料（月額） 16,520円 付加保険料（月額） 400円

- 付加保険料（月額400円）は定額保険料に加えて、より高い年金を受けられるようにするもので、本人の希望により納めることができます。
- 付加加入は申出をしたときからになります。
- 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。



付加
(No.9)

✓ 保険料はいつまでに納めますか

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」
と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

✓ 保険料の納め方



保険料
(No.8)

口座振替

金融機関 郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付

クレジット
カード納付

電子納付
(ペイジー)

スマートフォン
アプリで納付

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めること
はできませんので、ご了承ください。

✓ やりくり上手な納め方



前納
(No.10)

- 保険料を早めに納めること（前納）により保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引になります。

※ クレジットカード納付および口座振替による前納の申し込み期限は、2年前納、
1年前納および6カ月前納の上期分が2月末、6カ月前納の下期分が8月末と
なります。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。



申請免除



申免、猶予
(No.15)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得※が一定額以下の場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は学生納付特例制度の対象のため、対象外となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間 ※審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることができない場合は、
所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。

※ 免除申請は年度毎の
手続きが必要です。

令和5年7月以降の保険料の免除手続きをすると

**令和5年7月から令和6年3月
分の保険料（月額）**

例えば、
単身の場合

免除の種類

全額免除

所得 67万円以下のとき※

4分の3免除

所得 88万円以下のとき※

半額免除

所得 128万円以下のとき※

4分の1免除

所得 168万円以下のとき※

0円

4,130円

8,260円

12,390円

※ 令和6年4月から令和6年6月の全額免除の保険料額は0円、4分の3免除の保険料額は4,245円、半額免除の保険料額は8,490円、4分の1免除の保険料額は12,735円となります。

免除されると将来の年金は

老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4
4分の3免除	○	8分の5
半額免除	○	8分の6
4分の1免除	○	8分の7
保険料未納	×	×
学生納付特例	○	×
納付猶予	○	×

ご注意ください！

一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

✓ 納付猶予



申免、猶予
(No.15)

50歳未満の方で国民年金保険料を納めるのが困難な方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。（ただし学生は対象外）

審査対象者：本人（50歳未満） および配偶者

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

✓ 学生納付特例



学特
(No.16)

学生で前年所得が基準額以下の方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。

審査対象者：学生本人

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は4月～翌年3月で行います。

学生とは、学校教育法に定める大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生。
※一部対象とならない学校もあります。

✓ 法定免除



法免
(No.17)

次に該当する国民年金の第1号被保険者は、届け出れば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
2. 生活保護法による「生活扶助」を受けている方（※外国籍の方は申請免除の要件となります。）
3. 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方

✓ 追納



追納
(No.19)

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

国民年金その他の手続き先



こんなときは市区町村以外の窓口で手続きが必要です

こんなとき	どうする？	手續先
配偶者の被扶養者が20歳になったとき (厚生年金保険や共済組合に加入していない人)	第3号被保険者の加入手続きをする	配偶者の勤務先
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入する（国内協力者なし）	年金事務所



日本年金機構 年金事務所の電話番号

事務所名	業務内容	国民年金の資格・保険料に関する照会
日本年金機構 ○○年金事務所国民年金課		00-0000-0000
日本年金機構 ○○年金事務所		00-0000-0000

年金の請求など年金給付に関する照会

ねんきんダイヤル	0570-05-1165 050ではじまる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165
----------	---

【受付時間】

月曜：午前8:30～午後7:00
(月曜が祝日の場合は翌開所日)
火～金曜日：午前8:30～午後5:15
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

一般的な国民年金の加入に関する照会

ねんきん加入者 ダイヤル	0570-003-004 050ではじまる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525
-----------------	---

【受付時間】
月～金曜：午前8:30～午後7:00
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関する照会

ねんきん定期便・ ねんきんネット 専用ダイヤル	0570-058-555 050ではじまる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144
-------------------------------	---

【受付時間】
月曜：午前8:30～午後7:00
(月曜が祝日の場合は翌開所日)
火～金曜日：午前8:30～午後5:15
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

No.1 20歳になったとき

✓ 加入手続きの方法は？



届書等
(①)

20歳になった方
(20歳の誕生日の前日から)

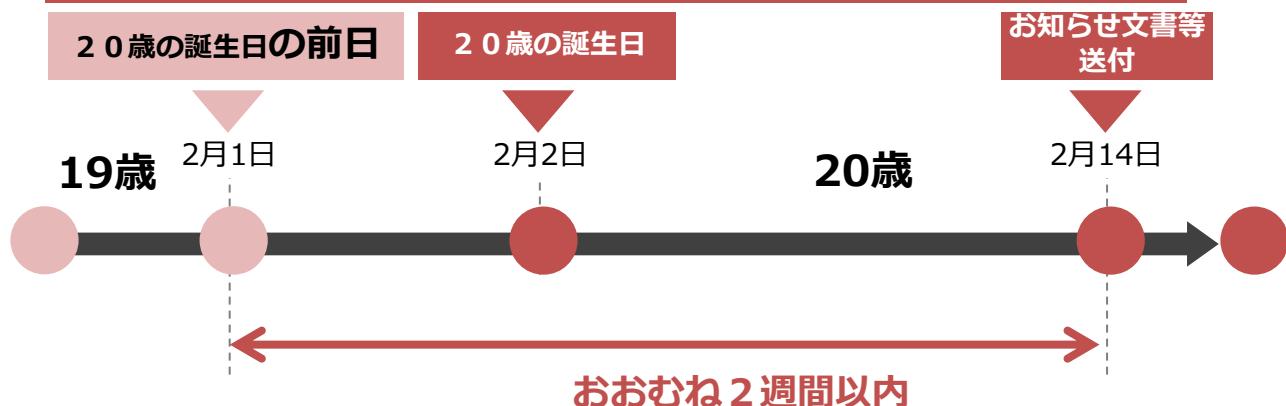
20歳到達日に、
日本年金機構において加入手続きが
行われます。※

※ 令和元年10月より20歳到達者の国民年金第1号被保険者の加入届出が原則として不要となりました。ただし、従来通り届出によるお手続きが必要な場合もあります。また、付加保険料の納付を希望される方も、付加保険料申出書の提出が必要です。



付加保険料と
付加年金
(No.9-1)

例：誕生日が2月2日の場合



✓ 納付方法は？



保険料
(No.8)

✓ 納付が困難な場合

現在学生の方

学生納付特例制度



学特
(No.16)

学生ではない方

申請免除・納付猶予制度



申免、猶予
(No.15)

✓ 基礎年金番号通知書の見本は？



再交付
(No.7)

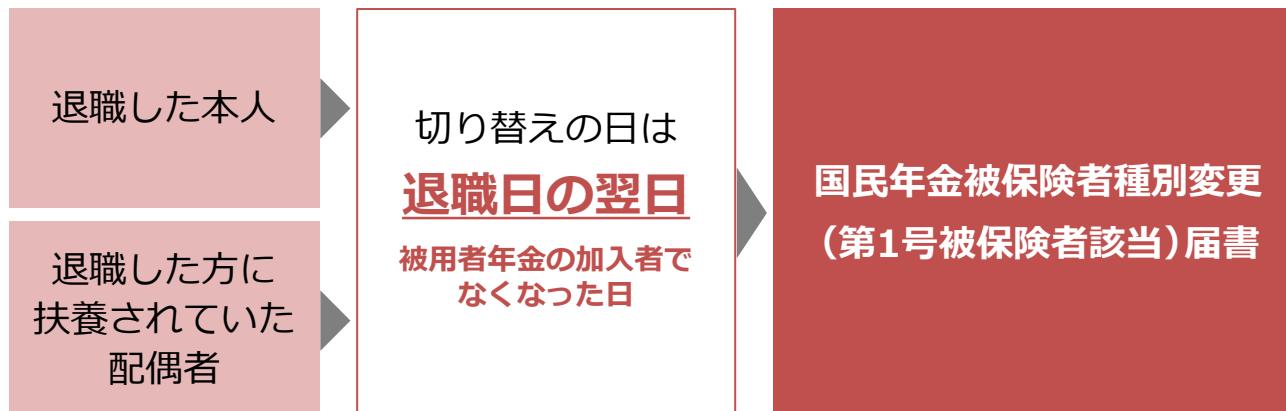
No.2 会社を退職したとき



必要な手続きは？

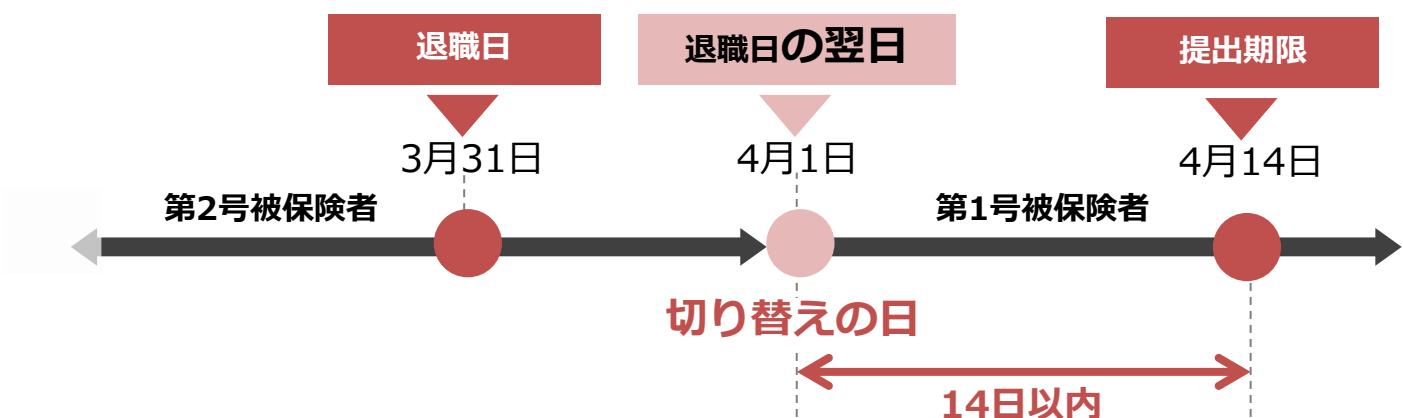


届書等
(①)



※配偶者を扶養している場合、配偶者の方（第3号被保険者）のお手続きも
必要です。

例：退職日が3月31日の場合



納付方法は？



保険料
(No.8)



納付が困難な場合

現在学生の方

学生納付特例制度



学特
(No.16)

学生ではない方

申請免除・納付猶予制度



申免、猶予
(No.15)

No.3

配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき



必要な手続きは？



届書等
(①)

種別変更日

配偶者の扶養から外れた方
本人の年間収入が130万円以上の場合や離婚等※

配偶者に扶養されなくなった日
(離婚による種別変更の場合は離婚日)

配偶者が死亡した方

死亡した日の翌日

配偶者が退職した方

配偶者が1号被保険者になつた日

配偶者が65歳に達し、年金を受ける資格が発生した方

配偶者の65歳の誕生日の前日
(受給権発生日)

海外への転出により日本国内に住所を有しなくなった場合（海外特例要件に該当する場合を除く）

日本国内に住所を有しなくなつた日の翌日

海外特例要件に該当している方が海外居住のまま、海外特例要件に該当しない渡航（労働目的、渡航先への永住等）となった場合

海外特例要件に該当しなくなつた日

**国民年金被保険者種別変更
(第1号被保険者該当)届書**

**国民年金第3号被保険者関係
(第3号被保険者資格喪失)届**

※ 扶養から外れて国民年金の第1号被保険者に該当する場合は、**市区町村への種別変更の手続きを必ず行ってください。**

配偶者（夫または妻）が勤務する会社などを経由して、扶養から外れたことの届出を日本年金機構に提出しても、市区町村への手続きが必要となります。



納付方法は？



保険料
(No.8)



納付が困難な場合

現在学生の方

学生納付特例制度



学特
(No.16)

学生ではない方

申請免除・納付猶予制度



申免、猶予
(No.15)

No.4-1 海外に居住するとき

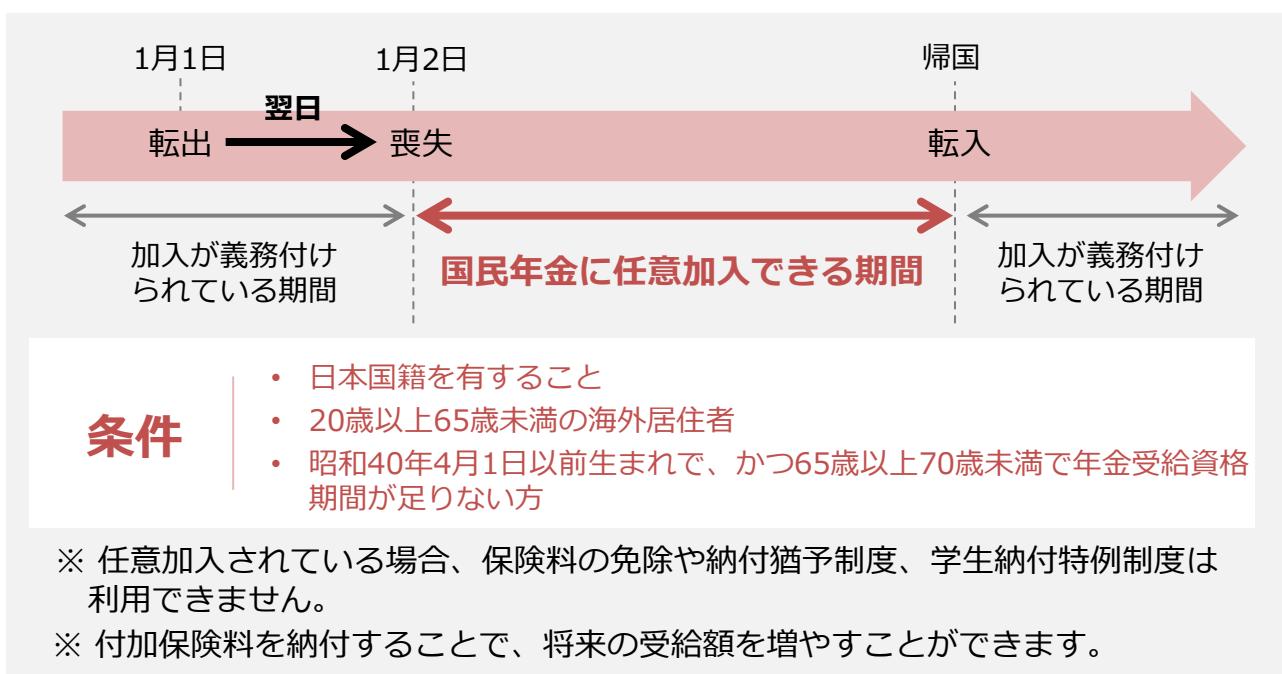


海外任意加入制度の内容

- 日本に住所を有しなくなった時は、強制加入被保険者ではなくなり、資格を喪失するため、喪失手続きが必要となりますが、日本国籍の方は国民年金に任意加入することができます。
- 任意加入された被保険者も国内で保険料を納めた方と同様に、保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金を受け取ることができます。
- 任意加入し、保険料を納めていれば、海外での生活において病気・ケガで障害が残った時や死亡した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。
- 任意加入しない場合、海外に居住していた期間は合算対象期間※となります。

※ 合算対象期間とは、老齢基礎年金などの受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されない期間のことです。

⇒ 合算対象期間
(老-No.4)



お手続き窓口

海外任意加入をされる方	お手続きを行う窓口
国内協力者がいる方	最後にお住まいだった住所地の市区町村窓口
国内協力者がいない方	最後にお住まいだった住所地を管轄する年金事務所
国内協力者がいない方で、日本国内に住所を有したことがない方	千代田年金事務所

No.4-2 海外に居住するとき

✓ 納付方法



口座振替



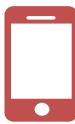
協力者が
金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付



クレジット
カード納付



電子納付
(ペイジー)



スマートフォン
アプリで納付

日本国内の預貯金口座
から引き落とす方法

国内にいる親族等の
協力者が納める方法

クレジットカード
により納める方法

ネットバンキングの
電子媒体で納める方法

○○PAY等の
決済アプリで納める方法

⇒ 口座振替
(No.12)

⇒ 窓口
(No.11)

⇒ クレジット
カード納付
(No.13)

⇒ 電子納付
(ペイジー)
(No.11)

⇒ 電子納付
(No.14)

前払いによる割引制度があります。

⇒ 前納
(No.10)

- 任意加入制度の加入または喪失は申出の手続きをお早めにお願いします。
- 任意加入は、さかのぼってすることはできません。
- 代理の方が窓口にご来訪される場合、委任状と身分証が必要になります。



日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き

国民年金の強制加入被保険者となります。その際には手続きが必要※
ですので、転入された市区町村窓口にて手続きを行ってください。

※ これまでと同様の納付方法で納付する場合であっても、再度、納付方法の申出が必要
となります。ただし、口座振替の場合は資格取得時に意思表示を行うことで、口座振
替の申出を省略することができます（同月内に喪失と取得がある場合に限る）。



任意加入をやめるとき

⇒ 届書等
(①)

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、任意加入したときの
手続きを行った窓口にてお問い合わせください。

No.5-1 任意加入するとき（高齢任意加入）



年金額を増やすには



届書等
(①)

60歳に達した日の属する月以後、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、任意加入した上で保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入が可能な方

年金額が満額に到達していない方

加入期間

65歳になるまでの間
(満額になるまで)

具体例（年額）

20歳

60歳

65歳

35年（420月）納付済

任意加入で5年間
(60月) 納付

$$\text{(令和5年度受給額)} \\ 795,000円 \times \frac{420\text{月}}{480\text{月}} \\ \rightarrow 695,625円$$

$$\text{(令和5年度額)} \\ 795,000円 \times \frac{480\text{月}}{480\text{月}} \\ \rightarrow 795,000円 \\ (\text{満額})$$

99,375円
プラス

60歳（65歳）に達した日 = 60歳（65歳）の誕生日の前日



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.5-2 任意加入するとき（高齢任意加入・特例高齢任意加入）



受給要件を満たすためには



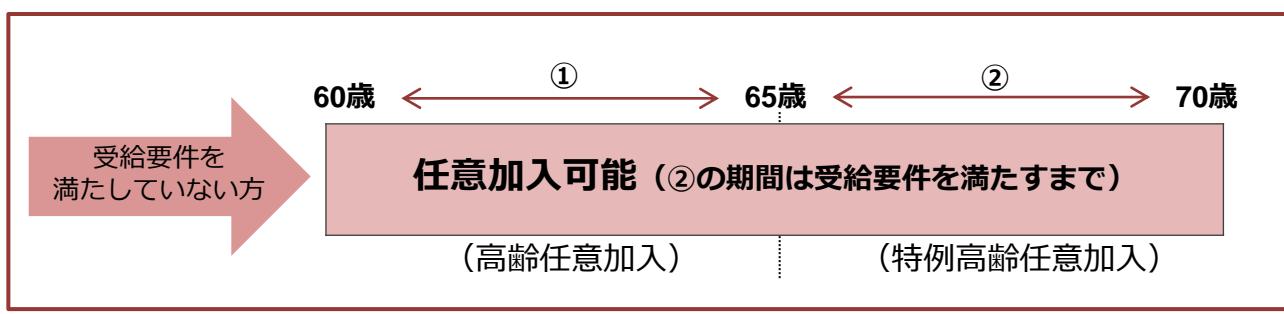
届書等
(①)

受給資格（120月以上の納付）を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①の高齢任意加入で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。

任意加入が可能な方	加入期間
① 受給要件（10年）を満たしていない方 または、年金額を増額させたい方	① 65歳になるまでの間
② 受給要件（10年）を満たしていない方 ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方	② 70歳になるまでの間 (受給要件を満たすまで)



60歳（70歳）に達した日 = 60歳（70歳）の誕生日の前日



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.6-1 資格を喪失したとき



必要な手続きは？



届書等
(①)



※ 第2号被保険者または第3号被保険者となる場合を除く。



保険料

- 国民年金の保険料は、資格喪失日の属する月の前月分まで納付する必要があります。
- 資格取得日の属する月に資格を喪失した場合は、当月分を納付する必要があります。
(ただし、その後月末の時点で第2号被保険者または第3号被保険者である場合は、
納付を要しません。)
- 保険料を前納している場合には、資格喪失日の属する月以後は還付されます。

(注) なお、被保険者資格を喪失した場合であっても、引き続いて任意加入などの被保険者資格を取得し、
希望した場合には、引き続き被保険者期間に係る前納保険料として取り扱うことができます。

No.6-2 資格を喪失したとき



手続きに必要な書類

書類名	目的	備考
基礎年金番号通知書 または年金手帳	基礎年金番号の確認のため	死亡届の場合は、必ずしも要しません
共済組合員証	共済組合の資格取得日の確認のため	共済組合に加入の場合
年金証書のコピー	—	退職を事由とした年金の受給権を得た場合
委任状	—	本人以外が手続きするとき (ただし、世帯主は委任状がなくても届出が可能)

No.7-1 基礎年金番号通知書再交付申請



基礎年金番号通知書



届書等
(①)

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

フリガナ
氏 名

生年月日

交付

厚生労働大臣

<現在交付している基礎年金番号通知書>



基礎年金番号通知書（表裏）

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

フリガナ
氏 名

生年月日

交付

厚生労働大臣

年金についての相談

年金についてわからないことがあるときは、年金事務所にご相談ください。なお、国民年金については、市区町村役場でも相談できます。

日本年金機構

No.7-2 基礎年金番号通知書再交付申請



お手続き窓口

再交付申請をされる方	お手続きを行う窓口
国民年金第1号被保険者の方 任意加入被保険者の方	住所地の市区町村窓口、住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険または船員保険の被保険者の方	勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（事業所経由または直接。郵送の場合は事務センターでも可）
国民年金第3号被保険者の方	配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険の第四種被保険者の方	住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第1号被保険者または任意加入被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所
最後に加入の年金制度が厚生年金保険または船員保険であった方	被保険者であった最後の事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第3号被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）

- 約1ヵ月半後、年金事務所より新しい基礎年金番号通知書が送付されます。

〈参考〉

✓ 年金手帳

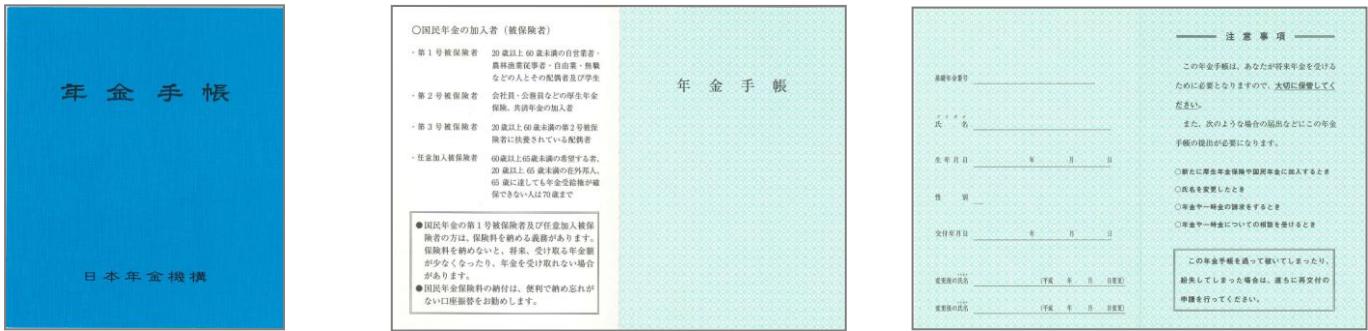


<以前交付されていた年金手帳>

令和4年4月1日以降、これまでの年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されます。

なお、年金手続きにおいて基礎年金番号通知書及び国民年金手帳等を、特定の個人を識別するための本人確認書類として取り扱うことができます。

✓ 年金手帳（全体）



No.8 保険料額について



国民年金の保険料（令和5年度の額）

令和5年度の保険料（令和5年4月～令和6年3月）

定額保険料（月額） **16,520円** 付加保険料（月額） **400円**

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。



付加
(No.9)



国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられております。

納付しない場合は、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられることがあります。



納付方法



口座振替



協力者が
金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付



クレジット
カード納付



電子納付
(ペイジー)



スマートフォン
アプリで納付

日本国内の預貯金口座
から引き落とす方法

国内にいる親族等の
協力者が納める方法

クレジットカード
により納める方法

ネットバンキングの
電子媒体で納める方法

〇〇PAY等の
決済アプリで納める方法

⇒ 口座振替
(No.12)

⇒ 窓口
(No.11)

⇒ クレジット
(No.13)

⇒ 電子納付
(No.11)

⇒ 電子納付
(No.14)

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めること
はできませんので、ご了承ください。

早割制度（口座振替）

- 通常：翌月末日振替
- 早割：当月末日振替 ⇒ 年間600円（月額50円）の割引

前納制度

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。



前納
(No.10)

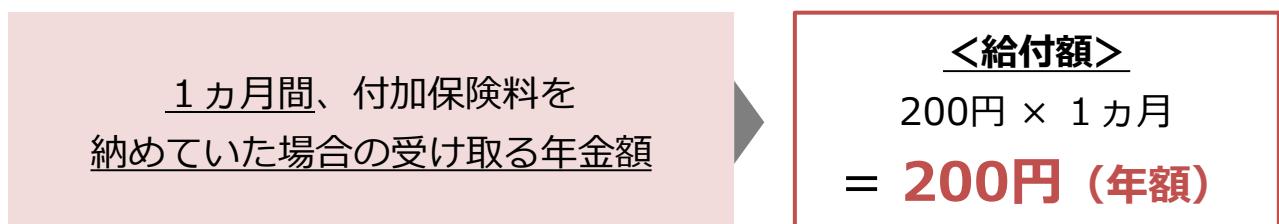
No.9 付加保険料と付加年金



付加保険料

定額保険料（令和5年度：16,520円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、年金受給時に**年額で【200円×付加保険料を納めた月数】**の付加年金が加算されます。

- **付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。**



※ 付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- **1ヶ月間付加保険料を納めた場合**



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。



注意事項



届書等
(①)

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。
- 産前産後保険料免除期間についても付加保険料を納付することができます。

No.10-1 前納制度



前納とは

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になる制度です。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。

※クレジットカード納付と電子納付は現金納付と同様の割引額になります。

※口座振替申出後、引き続き第1号被保険者である場合は、翌年の申出は不要です。

- 前納の種類には下記の種類があります。
 - ・「2年前納」　・「1年前納」　・「6ヵ月前納」　・「早割（口座振替のみ）」
 - ・「令和5年3月までの前納(納付書のみ)」　・「令和6年3月までの前納(納付書のみ)」



2年前納とは

- 2年度分の保険料をまとめて納めることができる制度です。
- 毎月納付する場合に比べ割引になります。
 - ・ 口座振替の場合：2年間で16,100円の割引
 - ・ 現金・クレジットカード納付の場合：2年間で14,830円の割引



届書等
(⑧)

※ 2年前納額は、毎年2月下旬に公表されます。

※ 実際に口座から引き落とされる金額は、「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認願います。



前納保険料額



参考資料

<令和5年度の金額>

※（ ）内は割引額

納付方法	1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
割引がない場合	16,520円	99,120円	198,240円	402,000円
前納	現金支払 クレジットカード納付	※前納制度なし	98,310円 (△810円)	194,720円 (△3,520円)
	口座振替	16,470円 (△50円)	97,990円 (△1,130円)	194,090円 (△4,150円)

※ 割引額は年利4%の複利現価法によって計算した額です。

※保険料額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。

No.10-2 前納制度



手続き方法

クレジット納付の場合は・・・



クレジット
(No.13)

お申し込み期限（口座振替）：



- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めの投函をお願いします。

引き落とし日：

6ヶ月前納	4月～9月分	4月末日
	10月～翌年3月分	10月末日
1年前納	4月～翌年3月分	4月末日
2年前納	4月～翌々年3月分	4月末日

※ 振替日が休日の場合は翌営業日に振替されます。

お申し込み方法：



届書等
(⑧)

- 「前納」で納付するためにはお手続きが必要です。
- 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所にご提出（郵送も可）ください。
- 口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、基礎年金番号通知書や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。金融機関届出印や口座名義人氏名に誤りがあると、手続きが間に合わない場合がありますのでご注意ください。
- 前納方法を変更する場合は、改めて国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書の提出が必要です。

No.11-1 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付



現金で納付するときは

- 「領収（納付受託）済通知書」を使用し、「納付期限」までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。
 - 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

国民年金保険料が納付できるコンビニ店舗一覧

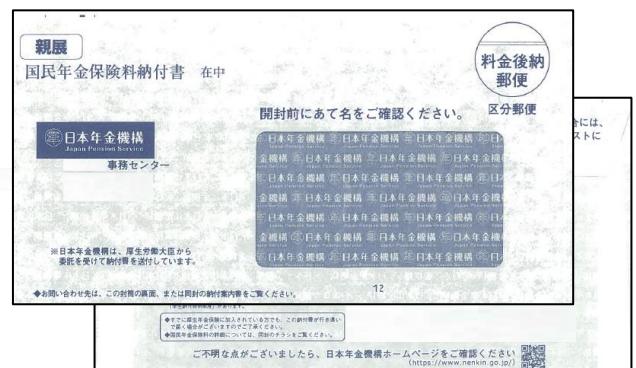
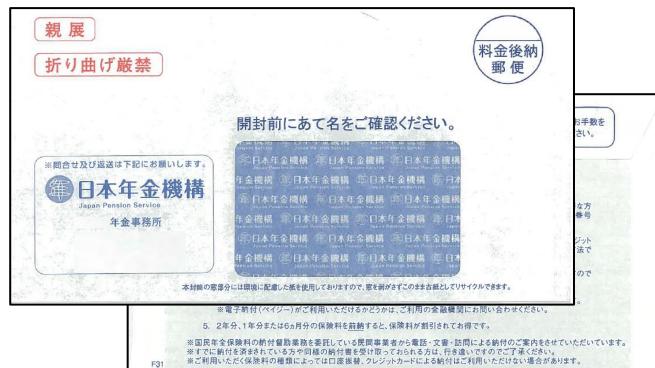
<ul style="list-style-type: none">● セブン-イレブン	
<ul style="list-style-type: none">● 山崎製パン<ul style="list-style-type: none">- デイリーヤマザキ- ヤマザキスペシャルパートナーショップ- ニューヤマザキデイリーストア- ヤマザキデイリーストア	
<ul style="list-style-type: none">● ポプラグループ<ul style="list-style-type: none">- ポプラ- 生活彩家- くらしハウス- スリーエイト	
	<ul style="list-style-type: none">● ローソン● ファミリーマート● ミニストップ● セイコーマート
	<ul style="list-style-type: none">● MMK設置店
	<p>※ MMK端末とは、株式会社しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。</p>



納付書見本

領收（納付受託）済通知書										国庫金	国民年金
支店名		支店番号		支店電話番号		支店郵便番号		支店住所		支店名	
82401		0343		6118		00066421		厚生労働省年金局（国民年金）			
納付目的 国民年金保険料 ()											
納付期間 年月分 年月日											
納付書類作成年月日											
納付機関番号		納付金額		年月日		年月日		年月日		年月日	
00500		00000		平成20年05月		平成20年05月		平成20年05月		平成20年05月	
あと先 誰に収取 厚生分離省年金事業管理課長 東京都千代田区霞が関1-2-2 氏名 (従業・扶助料) 清酒(酒類) 管理料 私送りで送る場合は、この欄に記入して下さい。 お問い合わせは、年金相談センターへ。 厚生労働省年金局											
納付書類 日本銀行本店の店舗、代理店又は蔵入代理店、納付受託機関、 国民年金保険の年金事務機関（直営）は、裏書きを「よくて下さい」 注 家庭会員は、餐桌を受取った場合に賃貸状に記載されている ところによって納付して下さい。											
※裏面のご説明をお読みください。											
翌年度5月1日以降現年度蔵入組											

※ 納付方法の詳細については、
納付書の裏面をご確認ください。



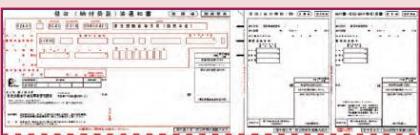
〈年金事務所登送封筒〉

＜日本年金機構本部発送封筒＞

No.11-2 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付

✓ 電子納付（ペイジー）

ペイジーでのお支払い手順

 お手元に納付書が届いたら…

ATMの利用方法

次の金融機関のATMで
ペイジーが使えます。

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、
埼玉りそな銀行、青森銀行、群馬銀行、足利銀行、
千葉銀行、横浜銀行、関西みらい銀行、南都銀行、
広島銀行、福岡銀行、十八親和銀行、東和銀行、百十四銀行
京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行、七十七銀行、莊内銀行
全国の農業協同組合（一部の農協では取り扱っていない場合があります。）

ネットバンキングの利用方法

インターネットバンキングにログイン

ご契約のインターネットバンキングのホームページを開きます。
「利用者ID」「パスワード」等を入力し、
ログインします。

メニューの「ペイジー」を選ぶ

① メニュー名称は「税金・各種料金払込み」など、金融機関によって異なります。

MENU



納付情報入力

② 納付書に記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」を入力します。

収納機関番号
00500

次へ

納付

③ お支払内容が自動的に画面に表示されます。
お手元の納付書と比べて確認します。

国民年金保険料
¥（納付書記載の額）

支払

キャッシュカードまたは現金で納付

「支払」ボタンを押す

支払いFINISH！

ペイジー

検索

<http://www.pay-easy.jp>

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構

※日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構より引用



No.11-3 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付

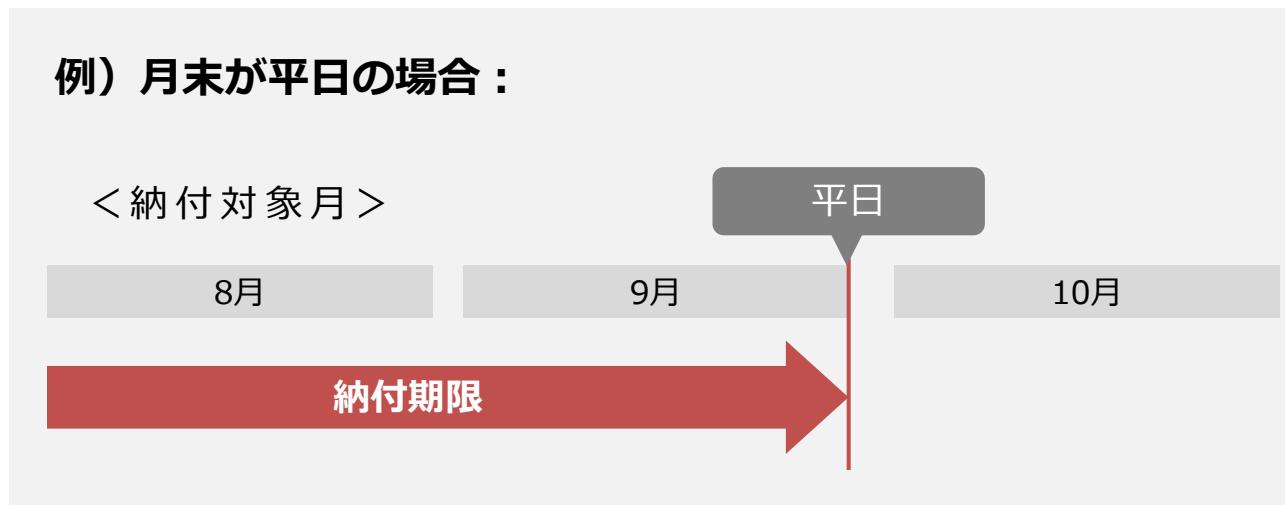


注意事項

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」と定められております。

月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合は翌月最初の金融機関等の営業日となります。

例) 月末が平日の場合 :



例) 月末が土曜日・日曜日・休日等の場合 :



納付期限までに保険料を納めていないと障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

※なお、納付書の「納付期限」とは、納付対象月の翌月末日のことと/or、「使用期限」とは、その納付書が使用できなくなる日をいいます。

※ 納付期限から2年を経過した場合は、時効により納付できなくなります。

No.12-1 口座振替



口座振替のメリット

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。



手続き方法



届書等
(8)

- 申込用紙（「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」）に必要事項を記入し、お近くの年金事務所または金融機関の窓口に提出していただくな、年金事務所に郵送してください。
- 申込用紙は、金融機関、年金事務所の窓口に備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

※ 申込用紙にご記入の際は、指定預金口座の届出印、氏名と口座名義の確認をお願いいたします。



口座振替の早割制度とは

通常は翌月末に行われる口座振替を、当月末に行い、早めに納めていただくことで保険料を割引（年間600円（月額50円））する制度です。

- 早割制度は、平成17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付いただいている方も早割に変更するためには、あらためて申し込みが必要です。
- 口座振替が開始されるまで、2カ月程度かかりますのであらかじめご了承ください。

No.12-2 口座振替



注意事項



届書等
(9)

- お申込みから数週間後に、「国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ」および「国民年金保険料口座振替額通知書」をお送りします。
- 翌年度以後は、毎年（2年前納は隔年）4月中旬に「国民年金保険料口座振替額通知書」をお送りします。

残高不足にならないように口座の確認をお願いします

残高不足の場合には、各月中旬に振替不能のお知らせ（ハガキ）をお送りすると共に、以下の取り扱いとなりますので、ご留意ください。

翌月末振替、当月末振替（早割）の場合：

①翌月にもう一度だけ再振替します。

例：9月分が振替不能
次回に9月分と10月分を合わせて振替
します。

②再振替できなかつた場合

後日、納付（案内）書が送付されます
ので、金融機関やコンビニエンススト
ア等の窓口で納めてください。

※再振替につきましては、当月末振替（早割）による割引は受けられません。

2年前納の場合：

翌年の前納振替までの間は、 自動的に翌月末振替となります。

翌年の前納振替時に再び2年前納分の
口座振替が行われます。

1年前納、6ヶ月前納の場合：

次の前納振替までの間は、 自動的に翌月末振替となります。

納付（案内）書でご依頼された時の
月分以後の前納はできますので、ご
希望の方は年金事務所へご連絡くだ
さい。

注意：残高不足以外の理由で振替不能の場合は、以後の口座振替が停止となります。

No.13 クレジットカード納付

✓ 手続き方法



届書等
(⑫)

- 申込用紙に必要事項を記入し、お近くの年金事務所の窓口に提出していただけますか、年金事務所へ郵送してください。
- 申込用紙は、年金事務所の窓口に備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

✓ 注意事項

納付方法（クレジットカード会社の立替納付期日）



届書等
(⑬)

納付方法	期間	立替納付期日	申込期日
毎月納付	当月分	当月末日	-
6ヶ月前納	4月分～9月分 10月分～翌年3月分	4月末日 10月末日	2月末日 8月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	4月末日	2月末日
2年前納	4月分～翌々年3月分	4月末日	2月末日

- お申込みから数週間後に「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額通知書」をお送りします。
- クレジットカード納付では、当月末振替（早割）はできません。また、クレジットカード納付による6ヶ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額と同額です。

※被保険者とカード名義が異なる場合には、被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカードの名義人に委託したものとして取り扱わせていただき、カードの名義人の方はこれを承諾していただきます。

なお、被保険者とカードの名義人の続柄が配偶者以外の場合は、カードの名義人に對して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。

No.14-1 スマートフォンアプリ納付

✓ スマートフォンアプリでの納付のメリット

納付書がお手元に届いたら、スマートフォンを使ってすぐに納付することができます。

✓ 支払方法

国民年金保険料が納付できるスマートフォンアプリ一覧

au PAY	d払い®
PayB ※	PayPay
楽天ペイ	

※金融機関等が提供するアプリを含む。

(対象の決済アプリは、追加となる場合があります。)

スマホ決済では、利用する決済アプリにより以下のいずれかの方法で支払うこととなります。

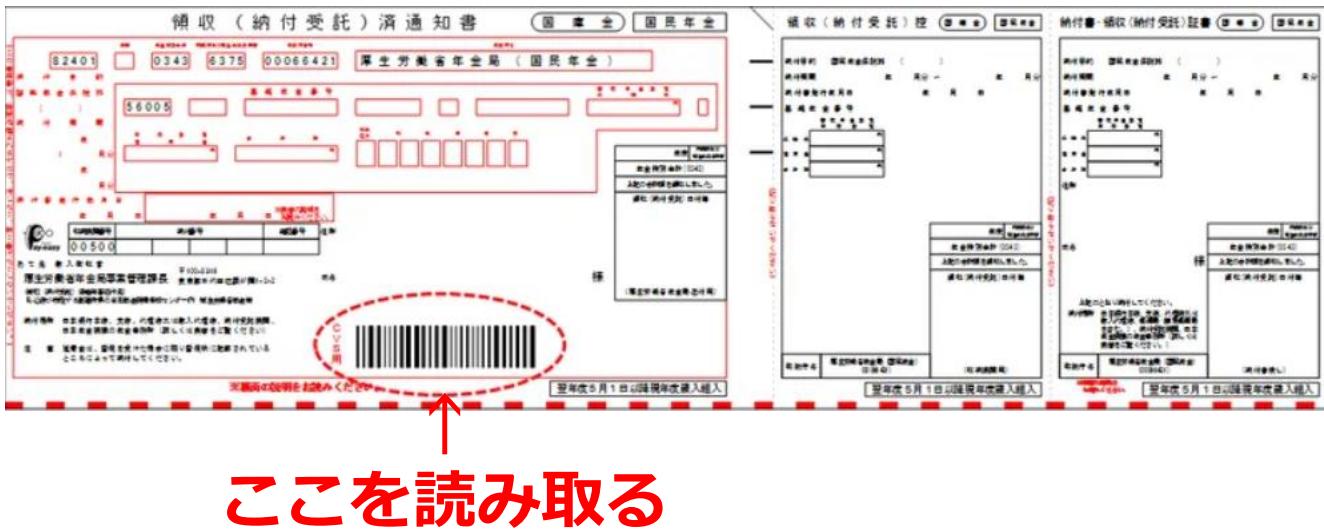
- ① 第三者型前払式支払方式による支払（PayB以外）
事前に〇〇Pay等の決済アプリにチャージした
電子マネー等による決済を行う方式
- ② クレジットカード情報等を登録した決済アプリを利用
した支払（PayB）
事前にPayBアプリに登録した金融機関口座又はクレ
ジットカードの情報に基づき、金融機関口座からの
引き落とし又はクレジットカードによる立替払いに
よる決済を行う方式

No.14-2 スマートフォンアプリ納付

✓ 納付方法

- ①決済アプリをダウンロード
- ②氏名・生年月日等を登録
- ③納付書に記載されているバーコードを読み取る
- ④決済内容を確認
- ⑤パスワード入力

↓
納付完了



✓ 注意事項

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書）はスマホ決済ができません。

バーコード読み込み後の支払い画面及び支払い結果画面には、「日本年金機構（国民年金保険料）」と表示されます。

No.15-1 申請免除・納付猶予制度

制度のご説明

■ 申請免除

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

■ 納付猶予

50歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合は、本人が申請することによって保険料の納付が猶予されます。

定額保険料（月額）	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	16,520円	16,590円	16,610円	16,540円

免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	4,130円	4,150円	4,150円	4,140円
半額免除（2分の1納付）	8,260円	8,300円	8,310円	8,270円
4分の1免除（4分の3納付）	12,390円	12,440円	12,460円	12,410円
納付猶予	0円	0円	0円	0円

No.15-2 申請免除・納付猶予制度



対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、
学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、
免除・納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				50歳未満の第1号被保険者（50歳になる月の前月まで）
審査基準	本人・本人の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.46 収審査基準 参照）				本人・本人の配偶者2名のそれぞれの所得が納付猶予基準に該当することが必要です
免除・納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます (一部不可)	できません (更新手続きが必要です)			できます (一部不可)
将来受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます (一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算がつきます)				

（※）平成21年4月以後の期間である場合

No.15-3 申請免除・納付猶予制度



年金を受け取るときはどう違うの？



年金額
(No.18)

	保険料納付	納付猶予	申請免除		保険料未納
			全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金	○	○	○	△ ※1	×
老齢基礎 年金	もらえる? (受給資格期間)	○	○	○	△ ※1
	増える? (年金額)	○	✗ ※2	○ ※2※3	△ ※2※3

※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付が必要な残りの保険料を納付しないと未納期間となり、障害基礎年金・遺族基礎年金等を受けられなくなる場合があります。

※2 申請免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能です。

※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。



手続き



申請書等
(16)

「マイナポータル」による電子申請、もしくは「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を住民票上の住所地の市区町村に提出することで手続きが可能です。

- 申請免除・納付猶予は、過去2年1カ月分をさかのぼって申請することができます。
- 1枚の申請書につき1年度分（7月から翌年6月までの12カ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
- 全額免除と一部免除（4分の3・半額・4分の1）を同時に申請することができます。
- 全額免除を希望された場合でも、審査の結果、一部免除（4分の3・半額・4分の1）となったり、却下となる場合があります。
- 口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知ください。

No.15-4 申請免除・納付猶予制度



審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
	4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。ただし、世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が135万円以下の方
 - ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・特別障害給付金を受給している方
 - ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

（配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、**本人および世帯主**の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。）

No.15-5 申請免除・納付猶予制度



免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間

- 申請時点において保険料の納付期限日（翌月末）より2年を経過していない期間から令和6年6月末（令和5年6月30日までに申請した場合は令和5年6月末）までの範囲で未納となっている月について、前年所得等（下記参照）が免除基準に該当すれば免除・納付猶予、学生納付特例が承認されます。
- 失業等の特別事情による申請の場合は、特別事情が発生した月の前月以後の月が承認されます。
- 納付猶予は50歳になる月の前月分まで申請できます。50歳になった月以後は、基準に該当する免除を申請してください。
- 過去分の免除等の申請については、申請が遅れると承認される期間が短くなるとともに、障害を負った場合等の障害基礎年金等を受けられない恐れがありますのでご注意ください。

令和5年度期間

5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	6

令和4年の所得（※）により審査します

令和4年度期間

4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	6

令和3年の所得（※）により審査します

令和3年度期間

3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	6

令和2年の所得（※）により審査します

令和2年度期間

2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	6

令和元年の所得（※）により審査します

(※) 地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

たとえば、
令和3年6月分の
保険料の
免除申請期限日は…

令和3年6月分

納付期限日（注）

令和3年7月31日

免除申請期限日

令和5年7月31日

(注) 納付期限日が土・日・祝日であった場合には、翌営業日が納付期限日となります。



情報整理
シート

No.15-6 申請免除・納付猶予制度



来年度以後は？

■ **来年度以後、年度毎に申請が必要**となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および 納付猶予のみ

継続申請

全額免除および納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

■ 免除等の申請をした後に**前年所得の修正**があった場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 免除等の承認後に**第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）となつた場合**

第1号被保険者でなくなった場合は、自動的に免除等期間ではなくなりますが、承認期間中に再び第1号被保険者となつたときは、免除等の期間に戻すことができます。
ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。

■ 免除等の承認期間中に**学生となつた場合**は、学生納付特例の申請が必要です。

■ 免除等の承認期間中に**配偶者もしくは世帯主の異動があつた場合**は、再度申請することにより異動日の前日から免除区分が変更になることがあります。

No.15-7 申請免除・納付猶予制度



手続き後は？



申請書等
(18)

■ 審査結果について

日本年金機構から概ね2～3ヶ月後に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、日本年金機構が委託する民間事業者が文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますが、その場合は申請手続き済である旨を伝えてください。

- ※ 申請免除・納付猶予を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付した国民年金保険料（前納保険料を除く）は還付できません。
- ※ 全額免除・納付猶予が承認されると、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、

あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（来年度も免除を希望されるときは申請手続きが必要です）。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 口座振替を利用している方はご注意ください

口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。



将来の年金額を増やすには？



追納
(No.19)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができます。将来の年金額を増やすことができます。

No.16-1 学生納付特例制度



学生納付特例とは

学生納付特例制度は、学生の方の申請により、保険料の納付を猶予（先送り）する制度です。

この制度を活用することで、学生の方が、不慮の事故や病気により障害が残ってしまった場合等、障害基礎年金等を受給できなくなることを防止できます。

※学生の方は、申請免除・納付猶予制度は利用することができません。



対象となる方

学生で、本人の所得が一定以下の方が対象です。

学校教育法に定める大学（大学院）、短期大学、高等学
校、高等専門学校、専修学校および各種学校※1、一部の
海外大学の日本分校※2に在学する方
(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む)



128万円 + 扶養親族等の数×38万円 + 社会保険料控除等
(本人)

※1 修業年限が1年以上の課程に
在学している方（私立の各種学校
については都道府県知事の認可を
受けた学校に限られます）

学生納付特例の対象となる学校は
日本年金機構のホームページで確
認ができます。

※2 日本国内にある海外大学の
日本分校であって、文部科学大臣
が個別に指定した課程に在籍する
方



年金を受け取るときはどう違うの？



年金額
(No.18)

		保険料納付	学生納付特例	保険料未納
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	×
老齢基礎 年金	もらえる? (受給資格期間)	○	○	×
	増える? (年金額)	○	×	×

No.16-2 学生納付特例制度

✓ 手続き



申請書等
(20)

「マイナポータル」による電子申請、もしくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」を住民票上の住所地の市区町村窓口に提出することで手続きが可能です。

- 学生納付特例は、過去2年1カ月分をさかのぼって申請することができます。
- 1枚の申請書につき1年度分（4月から翌年3月までの12カ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出が必要です。
- 在学証明書原本もしくは学生証（裏面も含む）のコピーの添付が必要です。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
学生納付特例	年度毎に申請が必要 年度：4月～翌3月	× (※)

(※) 申出している在学期間中は、毎年4月に更新の申請書が届きます。

✓ 将来の年金額を増やすには？



追納
(No.19)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

- 追納しようとする期間の翌年度から起算して、3年度目以後に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

例1：令和5年（2023年）3月31日までに追納する場合

H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3
← 加算あり →									

例2：令和6年（2024年）3月31日までに追納する場合

H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4
← 加算あり →									

No.16-3 学生納付特例制度



手続き後は？



申請書等
(②)

■ 審査結果について

申請後、日本年金機構から概ね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

なお、前年所得「有」として申請された方については所得の確定が6月以後となりますので、日本年金機構での所得審査が7月から開始となります。

※学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた国民年金保険料は還付できません。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 学生でなくなった場合



申免、猶予
(No.15)

学生納付特例の承認を受けていた方は、「学生不該当届」を提出する必要があります。また、所得の少ない方は免除・納付猶予の申請を行うことができます。

■ 来年度も学生である場合

前年度の申請の際に記入した在学予定期間中の方は、日本年金機構から3月末に更新の案内が届きます。

学生納付特例を希望する場合は、来年度4月以後すみやかに申請してください。



卒業後に国民年金保険料が払えないときは？

保険料の免除・納付猶予制度があります。



申免、猶予
(No.15)

【免除・納付猶予制度のメリット】

- 病気やけがで障害が残ったときにも年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「受給資格期間」に参入されます。

No.17-1 法定免除制度

✓ 法定免除とは

第1号被保険者が法で定められる要件に該当したとき、当然に**保険料の納付が免除**される制度です。

✓ 対象となる方

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の**障害年金**、その他の障害を支給事由とする給付であって、政令で定める給付を受けている方
2. 生活保護法による**「生活扶助」**を受けている方
※外国籍の方は生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護となっているため申請免除の要件となります。
3. **厚生労働大臣が指定する施設**（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方

✓ 年金の給付はどうなるの？

- 法定免除を受けた期間は、老齢基礎年金の**受給資格期間および年金額に算入**されます。
※老齢基礎年金の場合、1ヵ月を2分の1として計算され、支給されます（平成21年3月分までは1ヵ月を3分の1として計算されます）。また、10年以内であれば追納も可能です。
- **免除理由該当日の属する月の前月分**から**免除理由消滅日の属する月分**までの期間、保険料の納付が免除されます。



【前納保険料】

- 法定免除に該当した時点において、既に保険料が前納されている場合、法定免除該当日の属する月以後の期間に係る保険料については、充当または還付されます。

No.17-2 法定免除制度

✓ 手続き

■ 条件に該当するようになった時

「国民年金保険料免除理由該当届」を市区町村に提出します。

⇒ 申請書等
(①)

■ 条件に該当しなくなった時

「国民年金保険料免除理由消滅届」を市区町村に提出します。

⇒ 申請書等
(②)

✓ 免除ではなく、引き続き支払いたいときは？

「国民年金保険料免除期間納付申出書」を市区町村に提出します。

⇒ 申請書等
(④)

- ・本人の申出により、平成26年4月1日前に法定免除に該当している場合には、平成26年4月1日以降の免除期間（平成26年3月分保険料～）、平成26年4月1日以降に法定免除に該当する場合には、免除理由該当日の属する月の前月以降の免除期間について、保険料を納付することができます。
- ・遡及して法定免除となった期間について、本人が保険料の納付を希望する場合は、過去期間について納付申出が出来ます。ただし、2年を超える未納期間については、納付することができません。
- ・法定免除該当日の属する月以降の前納保険料がある場合、通常は還付等を行いますが、平成26年4月以降の期間については、納付申出を行うことでそのまま前納期間とすることができます。

■ 国民年金保険料免除期間納付申出にあたって、以下の確認事項があります。

- ・納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生するため、保険料が未納のまま納付期限が経過すると、その期間は未納期間となります。
- ・納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって法定免除に戻すことはできません。なお、時効内であれば、さかのぼって申請免除はできます。
- ・納付申出したことにより納付された国民年金保険料は、還付することはできません。
- ・納付申出をした期間は、付加年金または国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金または国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。
- ・納付申出をやめる場合にも、申出が必要です。

No.18 保険料負担と年金額の関係は？



保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1ヶ月の保険料額と1ヶ月あたりの年金額の関係は下記のとおりです。

保険料	1ヶ月の保険料額※1	年金額に反映される割合	納付猶予	学生納付特例	産前産後免除	
	1ヶ月あたりの年金額※2	1ヶ月あたりの年金額※2	1ヶ月あたりの年金額※2	1ヶ月あたりの年金額※2	1ヶ月あたりの年金額※2	
国庫負担	16,520円	1,656円	12,390円	1,449円	8,260円	1,242円
	0円	0円	4,130円	1,035円	0円	828円
	0円	1	4/8	0	1,656円	1

※1 令和5年度の保険料額

※2 令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の老齢基礎年金の満額（795,000円）を基に推計

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、追納することで将来の年金額を増やすことができます。



追納
(No.19)

No.19 追納について



「追納」とは？

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

例：令和5年11月に追納できるのは平成25年11月分からとなります。



いくら納めればいいの？

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成25年度の月分	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円
平成26年度の月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円
平成27年度の月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円
平成28年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
平成29年度の月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円
平成30年度の月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円
令和元年度の月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円
令和2年度の月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円
令和3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
令和4年度の月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円

加算
↓

加算額
はあり
ません



手続き



申請書等
(26)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。



注意点

■ 一部免除を受けた期間に、免除されていない一部の保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。

（例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、先に4分の1の保険料を納めている必要があります。）

■ すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。

■ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

No.20-1 事務処理誤りにかかる特例制度



事務処理誤りにかかる特例制度とは

年金事務所や市区町村役場などで事務処理を誤ったことにより、国民年金保険料の納付ができなかつた場合や各種手続きができなかつた場合、申出（特定事由の申出）をし承認されると、保険料（特例保険料）の納付や各種手続きをすることが可能になる制度です。



申出ができる主な事例

- 年金事務所へ納付書を送るように依頼したが、年金事務所で誤った処理を行い納付書が到着しなかつたため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかつたので、納付できるようにしてほしい。
- 市区町村役場で受け付けた届書について、処理が遅延し納付書が到着しなかつたため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかつたので、納付できるようにしてほしい。

〔※国民年金法第102条第4項の規定により2年を経過した保険料については、保険料徴収権が時効によって消滅することから徴収することはできません。〕



特例保険料

- 特定事由の申出が承認され、保険料を納付することができるようになった場合、後日、納付書（特例保険料）をお送りいたします。
- 特例保険料の金額については、事務処理誤りがあった当時の金額になります。
- 特例保険料の納付期限は、申出が承認されてから2年となります。



注意点

- 次の国民年金制度の事務処理を担当する機関の事務処理誤りがあり、保険料の納付や各種手続きができなかつた場合に申出が可能となります。
厚生労働省・日本年金機構・市区町村・委託業者等・収納機関等
- 当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただき、お申し出の時に関連資料の提出や内容説明のご協力をお願いします。
- 「事務処理誤りにより前納制度による割引後の額での納付ができなかつたが、通常の保険料額での納付はできた場合」や「事務処理誤りにより追納申込みの時期が遅れたため、追納額が高くなつた場合」などの金額についての申し立ての場合、特定事由の申出はできません。

No.20-2 事務処理誤りにかかる特例制度を利用する時は？

(参考) 特定事由等該当申出書

国民年金 特定事由等該当申出書																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; padding: 5px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日本年金機構理事長 あて　令和　年　月　日</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">以下のとおり申出します。 また特定事由にかかる他の機関への調査について、日本年金機構に委託します。 〒　—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">電話番号</td> </tr> </table>	日本年金機構理事長 あて　令和　年　月　日		以下のとおり申出します。 また特定事由にかかる他の機関への調査について、日本年金機構に委託します。 〒　—		住 所		氏 名		電話番号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; padding: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">日本年金機構</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	日本年金機構																																																																																																					
日本年金機構理事長 あて　令和　年　月　日																																																																																																																	
以下のとおり申出します。 また特定事由にかかる他の機関への調査について、日本年金機構に委託します。 〒　—																																																																																																																	
住 所																																																																																																																	
氏 名																																																																																																																	
電話番号																																																																																																																	
日本年金機構																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; padding: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">① 申出日</td> <td colspan="6" style="text-align: center; padding: 5px;">令和　年　月　日</td> <td rowspan="4" style="width: 10%; vertical-align: middle; text-align: center; font-size: 2em;">/</td> </tr> <tr> <td>※ ② 個人番号 (または年金 年金番号)</td> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 氏名</td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>④ 生年 月日</td> <td>5. 昭和 7. 平成</td> <td>—</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td> <td>⑤ 性別</td> <td>男性・女性</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">⑥ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に記載いかだいても差し支えありません。)</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="height: 100px; background-color: #f0f0f0;"></td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">※「⑥申出の理由や経緯など」については、日付・対象となる期間・誤った事象・できなかっ た事実にご記入いただく場合は、お客様の氏名も併せてご記入ください。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;">⑦ 申出期間</td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">⑧ 申出する手続き及び納付(該当するものに「</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;"> <p>ア. 保険料の納付・付加保険料納付 イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付 ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付 エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む) オ. 学生納付特例の申請 カ. 徴納保険料の納付 キ. 後納保険料の納付</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「②個人番号」に左詰めで記入し</td> </tr> </table> <div style="margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>■ 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 申し出の手続きを代理の方に委任する場合は、委任状 ◦ 申し出の手続きを法定代理人が行う場合は、法定代理人であることを明らかにする 戸籍謄本、登記事項証明書など ◦ 申出の根拠となる書類(お持ちの場合のみ) <ul style="list-style-type: none"> • 届書・申請書などの控え • 相談票(来訪)の控え • お客様が録音した録音データ • 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付した手紙 • 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付したメモ • お客様の当時のメモ • 免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に必要な証明書 (当時の所得証明書や世帯の構成が確認できる証明書、在学証明書など) <p>■ 個人番号(マイナンバー)により申出する際の添付書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください^{※1}。 <ul style="list-style-type: none"> ① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等 が住民票の記載と一致する場合に限る) ② 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2} ◦ ※1 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。 ◦ ※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。 <p>■ 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 『前納による保険料の割引』や『期間が経過したことによる追納加算額の増加』など の金額についての申出の場合、本制度は利用できません。 ◦ 申し出から回答までに要する期間は約90日です。 ◦ 本制度の申出が認められない場合、3ヶ月以内に文書または口頭で、社会保険 審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求(不服の申立て)ができます。 <p>■ 手続きの流れ(事例：納付ができなかったケース)</p> <pre> ① 年金事務所へ特定事由等該当申出書を提出 ↓ ② 日本年金機構にて審査を行い、お客様へ結果を連絡 ↓ ③ 承認の場合 ↓ ④ 承認通知書・納付書が到着 ↓ ⑤ 納付書により保険料を納付 </pre> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">③ 不承認の場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">④ 不承認通知書が到着</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">⑤ 不服の申立てが可能</div> </div> <p>■ 提出先・お問い合わせ先 「国民年金 特定事由等該当申出書」は、年金事務所にご提出ください。 なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。</p> </div> <div data-bbox="46 2167 285 2203" data-label="Page-Footer"> <p>20210801 A-01</p> </div> <div data-bbox="1440 2167 1492 2201" data-label="Page-Footer"> <p>47</p> </div>		① 申出日	令和　年　月　日						/	※ ② 個人番号 (または年金 年金番号)	—	—	—	—	—	—	—	③ 氏名							④ 生年 月日	5. 昭和 7. 平成	—	年	月	日	⑤ 性別	男性・女性	⑥ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に記載いかだいても差し支えありません。)																		※「⑥申出の理由や経緯など」については、日付・対象となる期間・誤った事象・できなかっ た事実にご記入いただく場合は、お客様の氏名も併せてご記入ください。									<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;">⑦ 申出期間</td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> </table>									⑦ 申出期間	昭・平・令	年	月	日	～		昭・平・令	年	月	日	～		昭・平・令	年	月	日	～	⑧ 申出する手続き及び納付(該当するものに「									<p>ア. 保険料の納付・付加保険料納付 イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付 ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付 エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む) オ. 学生納付特例の申請 カ. 徴納保険料の納付 キ. 後納保険料の納付</p>									※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「②個人番号」に左詰めで記入し								
① 申出日	令和　年　月　日						/																																																																																																										
※ ② 個人番号 (または年金 年金番号)	—	—	—	—	—	—		—																																																																																																									
③ 氏名																																																																																																																	
④ 生年 月日	5. 昭和 7. 平成	—	年	月	日	⑤ 性別		男性・女性																																																																																																									
⑥ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に記載いかだいても差し支えありません。)																																																																																																																	
※「⑥申出の理由や経緯など」については、日付・対象となる期間・誤った事象・できなかっ た事実にご記入いただく場合は、お客様の氏名も併せてご記入ください。																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;">⑦ 申出期間</td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭・平・令</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> </tr> </table>									⑦ 申出期間	昭・平・令	年	月	日	～		昭・平・令	年	月	日	～		昭・平・令	年	月	日	～																																																																																							
⑦ 申出期間	昭・平・令	年	月	日	～																																																																																																												
	昭・平・令	年	月	日	～																																																																																																												
	昭・平・令	年	月	日	～																																																																																																												
⑧ 申出する手続き及び納付(該当するものに「																																																																																																																	
<p>ア. 保険料の納付・付加保険料納付 イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付 ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付 エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む) オ. 学生納付特例の申請 カ. 徴納保険料の納付 キ. 後納保険料の納付</p>																																																																																																																	
※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「②個人番号」に左詰めで記入し																																																																																																																	

No.21-1 産前産後期間の保険料の免除

✓ 産前産後期間の免除制度とは

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

※ 産前産後期間とは、出産の予定日（又は出産の日）の属する月（以下「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠（双子等）の場合は3ヶ月前）から出産予定月等の翌々月までの期間を指します。

【単胎の場合】 産前産後免除 産前産後免除 産前産後免除 産前産後免除

△
出産予定日（出産後の届出の場合は「出産の日」）

【多胎の場合】 産前産後免除 産前産後免除 産前産後免除 産前産後免除 産前産後免除

△
出産予定日（出産後の届出の場合は「出産の日」）

✓ 対象となる方

妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）をした者
のうち、産前産後期間に第1号被保険者期間を有する者が対象です。

✓ 年金を受け取るときはどう違うの？

⇒ 年金額
(No.19)

		保険料納付	産前産後免除期間※1	免除期間
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○
老齢基礎 年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○
	増える？ (年金額)	○	○	△※2

※1 保険料を納付していただく場合と同様に年金額に反映されます。

※2 国庫負担分のみが年金額に反映されます。

No.21-2 産前産後免除制度

✓ 手続き



申請書等
(①)

- 「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を市区町村窓口に提出します。
- 産前産後免除は、出産予定日の6ヶ月前から届出することができます。
※【具体例】
令和5年10月15日が出産予定日であれば、令和5年4月15日以降に届出を行うことができます。
- 届出の際は以下の添付が必要です。（国民年金法施行規則第73条の7第2項第3号）

・出産前に届出をする場合

母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他の出産予定日を明らかにすることができる書類

・出産後に届出をする場合

戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票、医療機関が発行した証明書その他出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

※住基システム等により市区町村で確認できる場合は添付書類は不要です。

・死産等の場合

死産証明書、死胎埋火葬許可証、母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

- 出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、原則として変更は行いません。
- ただし、出産の予定日で届出を行い、出産の予定日を基準とした産前産後期間よりも出産の日を基準とした産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届出を行ったが、その後、多胎であることが判明した場合は産前産後期間の変更の届出ができます。
- 産前産後免除期間は、付加保険料の申出が可能です。

No.22-1 社会保障協定とは

✓ 社会保障協定の目的

国際間の人的移動に伴う課題の解決

国際間の人的移動に伴い、日本から外国に派遣され就労している被用者及び外国から日本に派遣され就労している被用者について、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっています。これらの問題を解決するため、我が国は、諸外国との間で社会保障協定の締結を進めています。その主な内容は大きく分けて次の2つです。

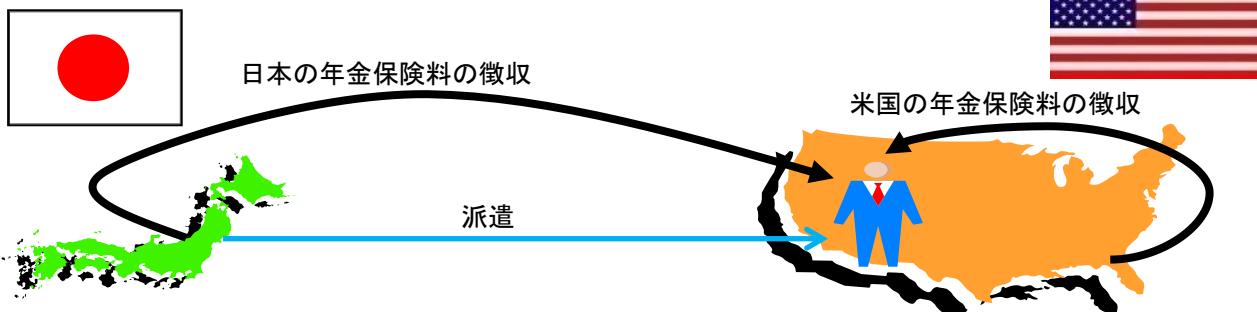
(1) 適用法令の調整

日本から外国へ一時的に派遣される被用者等は、派遣元国である日本と派遣先国の両方の年金制度等に二重に保険料を負担することがあります。社会保障協定を締結することにより、派遣先国の法令のみ適用することを原則としつつ、例外として、派遣当初の一定期間(5年)は派遣先国の法令の適用を免除し、日本の法令のみを適用することとして、二重の保険料負担を解消します(なお、申請により、5年を超えて派遣先国の法令の適用免除が認められる可能性があります)。

※年金制度のみならず、医療保険制度や労災制度も適用法令の調整を行っている協定もあります。

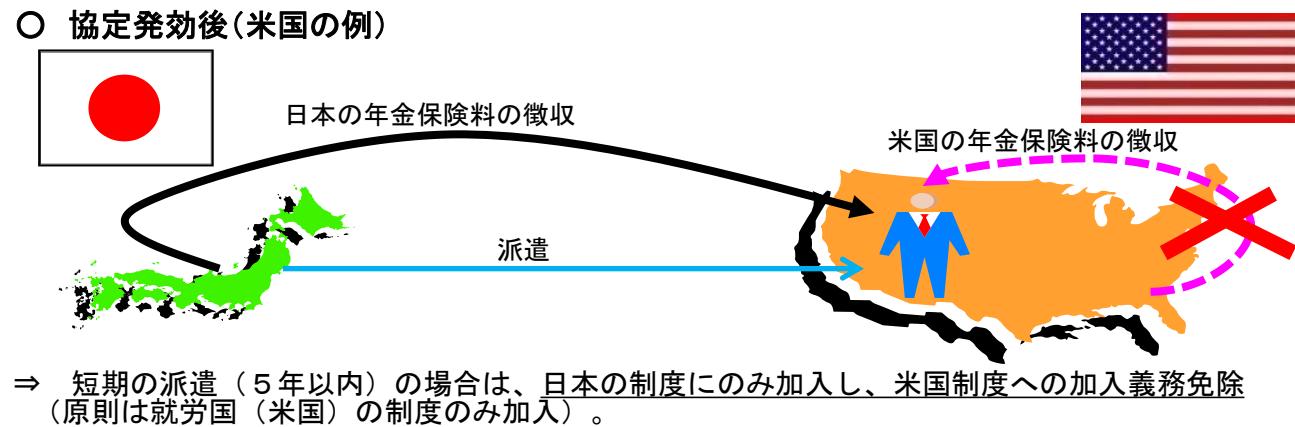
年金保険料の二重負担の課題

○ 協定発効前(米国の例)



適用法令の調整

○ 協定発効後(米国の例)

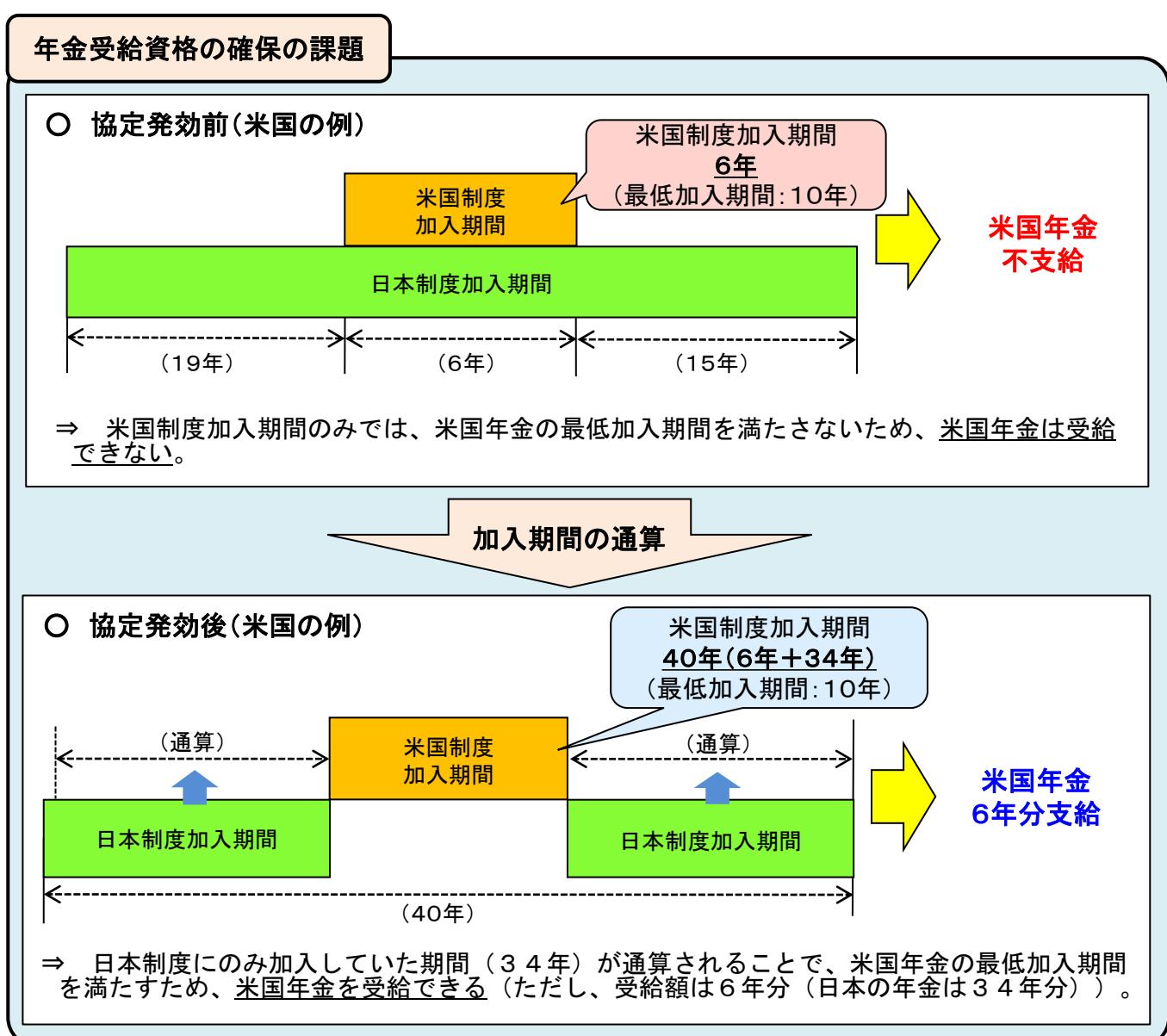


No.22-1 社会保障協定とは

(2) 年金加入期間の通算

外国の年金制度に加入したものの、加入した期間が短いためその国の年金受給権に結びつかない場合がありますが、社会保障協定を締結することにより、両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために必要とされる年金加入期間を満たすことができれば、その国の加入期間に応じた年金を受けることができるようになります。

※年金加入期間の通算に関する規定がない協定もあります。



【日本が社会保障協定を締結（発効済）している国（22カ国（2023年7月1日現在））】

ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド及びスウェーデン（イタリア（発効準備中））

※英國、韓国、中国及びイタリアとの協定については年金加入期間の通算に関する規定は含まれていません。

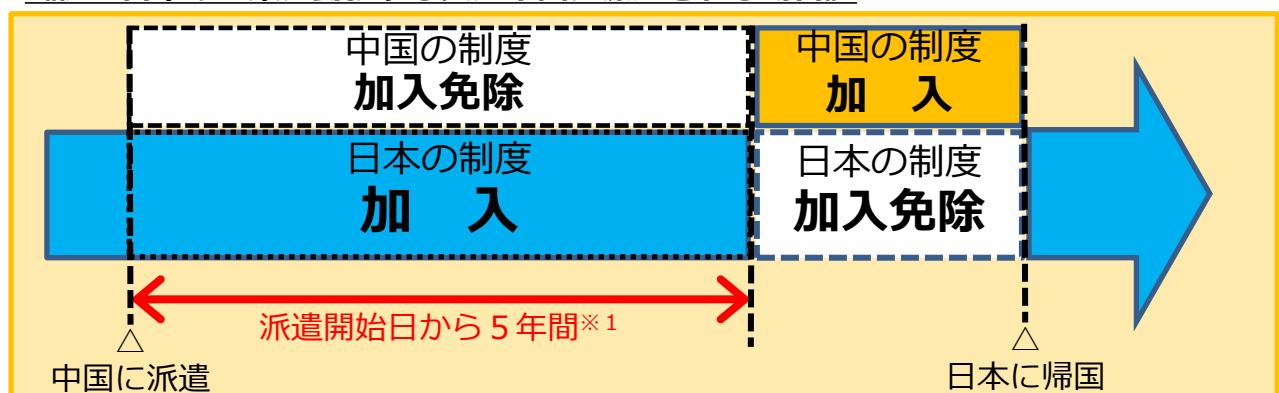
No.22-2 日・中社会保障協定（2019年9月1日発効）



日・中社会保障協定の概要

- 本協定の対象制度は「年金制度」のみとなります。
 - 日本は、国民年金、厚生年金保険が対象です。
 - 中国は、被用者基本老齢保険(中国語で「职工基本养老保险」)が対象です。
- 適用法令の調整
 - 適用法令の調整の対象者は「被用者」のみとなります。（「自営業者」は対象外です）
 - まず、**就労している国の制度のみ**に加入することが**原則**となります。
 - ただし、雇用主により相手国に派遣された被用者については、**例外的に派遣開始日から5年間は派遣元国の制度にのみ加入**することとなります。

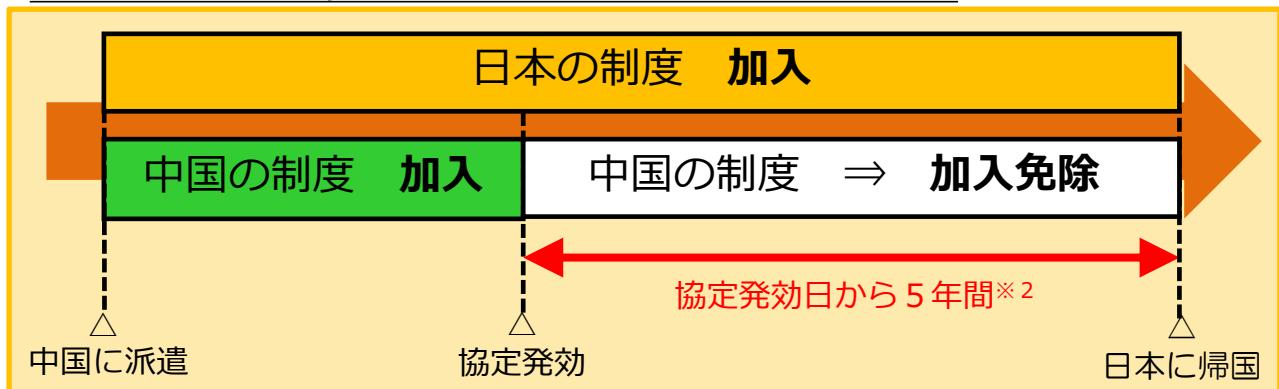
《例：日本の企業に勤務する人が中国に派遣される場合》



※ 1 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意したときには、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。

- 協定発効日の時点において既に中国に派遣され就労している場合、協定発効日を起算点として5年間は、中国の制度への加入が免除されます。

《例：協定発効前より日本から中国に派遣されていた者の場合》



※ 2 協定発効日から5年を超える場合、申請に基づき、加入免除期間の延長が認められる可能性があります（上記※1参照）。

《重要》本協定には「年金加入期間の通算」についての規定は含まれていません。

No.22-2 日・中社会保障協定（2019年9月1日発効）



日・中社会保障協定の手続き（適用証明書）

- 日本から中国に派遣され就労する人が、中国の年金制度の加入が免除されるためには、中国に派遣される前に日本年金機構（年金事務所又は事務センター）又は共済組合から日本の年金制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受ける必要があります。
- また、交付された適用証明書については、中国に派遣後速やかに、派遣先の中国の事業所を通じ、その事業所を管轄する中国の社会保険料徴収機関に原本を提出してください。
- 「適用証明書」の交付手続及び派遣期間の延長の手続等に関しては、日本年金機構（年金事務所）又は各共済組合に相談してください。

JPCHN101

社会保険に関する日本政府と中華人民共和国政府との間の協定
日本政府和中华人民共和国政府社会保险协定

中華人民共和国における就労者のための日本公的年金の適用に関する証明書
在华就业人员日本公养老保险证明书
・協定第1条、第2条、第8条及び第9条/附則第八条、第七条、第八条第二款和第九条
・行政協定第三条 / 行政协议第三条

1 被用者 / 雇员	
氏名 / (ローマ字 / 英文名)	名 / 名
生年月日 / 出生年月日 年 / 月 / 日	生年月日 / 出生年月日 年 / 月 / 日
日本至における住所 / 日本国内住址	
日本の年金年金番号 / 日本国民年金编号	
2 日本国における事業所 / 日本国内工作单位	
事業所名 / 申込者名	所在地 / 单位地址
3 中華人民共和国における事業所 / 中国工作单位	
事業所名 / 申込者名	所在地 / 单位地址
4 証明 / 证明	
上記にあらわした者は、次の協定条文に掲載するため、以下の期別、日本の公的年金制度（協定第2条第1(b)）についての届出を受ける。/ 第2条第1款所述の年金制度に於ける協定文、(以下略)年内、協定日本公的年金制度（協定第2条第1(b)）	
該当条文： 第 1 条(第 1 款)	
用 戻 / 期 間 年 / 月 / 日 ~ 年 / 月 / 日	年 / 月 / 日 ~ 年 / 月 / 日
5 日本の連絡機関 / 日本の联络机构	
名 / 姓 所 在 地 / 地址 年 / 月 / 日	年 / 月 / 日

(日本で発給される適用証明書の様式（表面）)

- 中国から日本に派遣され就労する人が、日本の年金制度の加入が免除されるためには、日本に派遣される前に中国の社会保険管理センターから中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に加入していることを証明する「適用証明書（参保證明）」の交付を受ける必要があります。
- なお、日本への派遣後は、求めに応じ、日本年金機構（年金事務所）又は共済組合に対して中国で交付された適用証明書を提示してください。
- 「適用証明書」の交付手続及び派遣期間の延長の手続等に関しては、中国の社会保険管理センターに相談してください。

中-1月101
CHN-JP101

中華人民共和国政府と日本政府が締結した年金の協定
中華人民共和国と日本政府との間の協定第1条、第2条、第8条及び第9条
・協定第1条、第2条、第8条及び第9条/附則第八条、第七条、第八条第二款和第九条
・行政協定第三条 / 行政协议第三条

1 参保個人信息 / 被保险者に関する情報	
a) 会員名 / 会員名 [姓 / 姓, 名 / 名]	b) 性別 / 性别
c) 未永居 / 国籍 / 国籍	d) 生年月日 (日 / 月 / 年) / 出生年月日 (日 / 月 / 年)
e) 性別 / 性别 □男 / 男 □女 / 女	f) 中国社会保険番号 / 中国的社会保险编号
g) 人材类型 / 或者类型 / 职种	h) 中国法人 / 法人名称 □(支社) / 子公司 / 合营企业 / 上述以外の独立法人の雇用において登録する使用者 □公務員 / 公務員 □国外 / 海外
2 在中国的工作者单位信息 / 中国における勤務先に関する情報	
a) 申込者名 / 申込者名	b) 地址 / 地址
3 在日本的工作单位信息 / 日本における勤務先に関する情報	
a) 申込者名 / 申込者名	b) 地址 / 地址

(中国で発給される適用証明書の様式（表面）)

「適用証明書」の交付申請書及び適用証明書の見本は、日本年金機構ホームページ（下記URL参照）で入手可能です。

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/shinseisho/china/china.html>

✓ 市区町村における留意点

【派遣者について】

- 中国から日本に派遣された被用者で、社会保障協定の規定により中国の法令の適用を受ける者は、日本の年金制度の適用を免除されます。

【派遣者に同行する配偶者及び子】

- 中国から日本に派遣された被用者が日本の年金制度の適用を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件（※）を満たす場合、日本の年金制度の適用を免除されます（ただし、配偶者・子が日本の年金制度への加入を希望する場合には、その限りではありません）。

※同行する配偶者・子が当該被用者の収入により生計を維持していること等

【医療保険制度等の適用について】

- 日・中社会保障協定は「年金制度」のみが適用法令の調整の対象となることから、健康保険、国民健康保険、介護保険等の年金制度以外の社会保障制度に関してはそれぞれの法令に基づき従来通り適用されます。

✓ 被保険者資格喪失・取得に関する手続き（参考）

- 協定発効前から日本に派遣され、厚生年金保険（又は国民年金）に加入している被用者は、協定発効後中国において「適用証明書」の交付を受けたうえで、年金事務所等に「被保険者資格喪失届」（国民年金の場合は市区町村に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」）を届出することで日本の年金制度の被保険者資格を喪失することになります。その際、資格喪失届の喪失原因欄は「11.社会保障協定」を選択してください（国民年金の場合は関係届書の資格喪失届の理由等欄は該当する理由を選択し、備考欄には「社会保障協定による喪失」と記入してください）。なお、資格喪失日は、協定発効日となります。
- 社会保障協定により日本の年金制度への加入を免除されていた被用者が、中国で交付された適用証明書上の派遣期間が満了したときは、原則として日本の年金制度のみに強制加入することになりますので、この場合、厚生年金保険の被保険者資格取得届（国民年金の場合は「国民年金被保険者関係届書（申出書）」）を届出する必要があります（同行する配偶者及び子は国民年金の被保険者となります）。ただし、派遣期間の延長が認められた場合には、延長された派遣期間が記載された新たな「適用証明書」が中国当局から交付されますので、その「適用証明書」に基づいて引き続き日本の年金制度の加入が免除されます。

【在留資格と社会保障協定の関係】

- 社会保障協定は、在留資格（例：技能実習）に基づいて適用免除を行うような仕組みはありません。

No.22-2 日・中社会保障協定（2019年9月1日発効）



Q&A

- 日本国内の企業に直接雇用される方（例：日本にある中華料理店に直接雇用される方）は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。
(答)
対象者となりません。
中国の被用者基本老齢保険に強制加入したまま日本に派遣されて就労する被用者が本協定による適用法令の調整の対象となります（中国側から適用証明書が交付されません）。
- 自営業者として就労している方は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。
(答)
対象者となりません。
中国年金制度上、自営業者（他人を雇用せずに事業を行う者）については任意加入とされており、協定には自営業者の適用法令の調整に関する規定を置いていません（中国側から適用証明書が交付されません）。
- 中国の年金制度に任意加入している方が日本に一時派遣された場合、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。
(答)
対象者となりません。
本協定は、両国で年金制度の強制加入の対象となっている被用者について、適用法令の調整を行うことを目的としており、任意加入している方は適用法令の調整の対象としておりません（中国側から適用証明書が交付されません）。
- 中国からの技能実習生は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。
(答)
社会保障協定は、技能実習等の在留資格とは関係なく、協定の規定に基づき「就労」、「年金制度への加入」等を基準に適用法令の調整を行うこととしており、
 - 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入していない技能実習生については、就労地国である日本の年金制度のみに加入することとなります。
 - 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入したまま中国の雇用主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、日本の年金制度の加入免除の対象者となり得ます。

日中社会保障協定に関する詳細な情報は、
日本年金機構ホームページ（下記URL参照）をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/info/china.html>



届書等・通知書等①（資格取得）

国民年金被保険者関係届書（申出書）

様式コード																	
4	1	0	0														
国民年金被保険者関係届書（申出書）																	
裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。																	
<p>市区町村長 令和 年 月 日 日本年金機構理事長 あて 以下のとおり届け出（申し出）ます。</p> <p>氏名： _____</p> <p>被保険者との続柄： 1. 本人 2. その他（_____）</p>																	
										市区町村				日本年金機構			
基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。																	
A. 被保険者	①個人番号 (または基礎年金番号)										②生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日		
	③氏名	(例) カナ									④性別	1. 男性 2. 女性					
	⑤郵便番号						⑥電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他				— —					
	⑦住所																
	⑧国籍 (外国籍の方のみ)						⑨外国人通称名 (住民票上の通称)	(例) カナ									
届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。																	
B. 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日／出産（予定）日					⑫理由等										
	資格取得届 種別変更届	1 2	平成 令和	年	月	日	0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行 4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入										
	資格喪失届	4	平成 令和	年	月	日	1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出 5. 期間満了 10. 中国残留邦人等非該当 11. 外国への転出										
	資格喪失申出	5	平成 令和	年	月	日	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出 3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失										
	付加保険料 納付・辞退申出	6	平成 令和	年	月	日	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） 2. 法第89条第2号（生活扶助等） 3. 法第89条第3号（認定療養所等） ⑬保険料納付申出の確認										
	付加保険料 該当・非該当届	7	平成 令和	年	月	日	1. 希望する 2. 希望しない										
	保険料 免除理由該当届	8	平成 令和	年	月	日	1. 紛失 2. 破損（汚れ） 9. その他 ()										
	保険料 免除理由消滅届	9	平成 令和	年	月	日	1. 単胎・多胎の別 2. 多胎										
	基礎年金番号通知 知書再交付申請	10	平成 令和	年	月	日	1. 希望する 2. 希望しない										
	産前産後免除 該当届	14	平成 令和	年	月	日	1. 希望する 2. 希望しない										
	備考																
	個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。																
	C. 届出事項	⑩届書種類・番号	⑪該当年月日					⑫理由等									
住所変更届		11	平成 令和	年	月	日	変更前住所										
氏名変更届		12	平成 令和	年	月	日	変更前氏名										
死亡届		13	平成 令和	年	月	日	届出者連絡先				— —						
※ 市区町村・日本年金機構連絡欄																	
⑮納付書間違 作成不要 1 早期送付 2																	
2204 1016 005																	



届書等・通知書等②（任意加入）

國民年金任意加入被保險者資格取得申出受理通知書

XXX - XXXX
XXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXX 様
XXXXXXXXXXXXXX 19999

A large rectangular grid filled with the character 'X'. The grid consists of approximately 20 columns and 20 rows, creating a pattern of small squares across the entire area.

国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書

さきに申出のあった国民年金任意加入被保険者の資格取得について、以下のとおり受理しましたのでお知らせします。

基礎年金番号	9999-999999
被保険者氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXX XXX XXX XXXX
性別	X
生年月日	XX 29年29月29日
資格取得年月日	XX 29年29月29日
喪失予定期限	XX 29年29月29日

第 67777 号
XX 年 Z9 月 Z9 日

日本年金機構理事長サンプル

◆ ご不明な点がありましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。



届書等・通知書等③ (3号被保険者)

国民年金第3号被保険者関係届

様式コード	4 3 0 0		国民年金 第3号被保険者関係届											
令和 年 月 日提出														
提出者情報	事業所所在地	届書記入の個人番号（基礎年金番号）に誤りがないことを確認しました。 〒 -												
	事業所名称													
	事業主氏名													
	電話番号	()												
	事業主等受付年月日	令和 年 月 日												
A. 配偶者欄 <small>(第2号被保険者欄)</small>		① 氏名	② 生年月日		5. 昭和 7. 平成	6. 年	7. 月	8. 日	③ 性別	1. 男性 2. 女性				
		④ 個人番号 [基礎年金番号]	9. 令和 10. 年 11. 月 12. 日	13. 令和 14. 年 15. 月 16. 日	17. 令和 18. 年 19. 月 20. 日	21. 令和 22. 年 23. 月 24. 日	25. 令和 26. 年 27. 月 28. 日	29. 令和 30. 年 31. 月 32. 日	33. 令和 34. 年 35. 月 36. 日	37. 令和 38. 年 39. 月 40. 日	41. 令和 42. 年 43. 月 44. 日			
⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。 〒 - 都道府県													
届出内容に応じて、該当・非該当（変更）のいずれかを○で囲み、記入してください。														
B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (住所) (氏名)					② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	6. 年	7. 月	8. 日	③ 性別	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)	
	※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します <input type="checkbox"/>													
	② 住所	1. 同居 2. 別居	〒 - ※同居の場合は住居の住所を記入してください。 ※別居の場合は別居の住所を記入してください。別居の場合は別居の住所を記入してください。					④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ()					
	③ 該当	④ 第3号被保険者になった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑤ 理由	1. 配偶者の就職 2. 婚姻 3. 離婚	4. 収入減少 5. その他	備考				
	⑤ 非該当(変更)	⑥ 配偶者の加入制度	31.厚生年金保険・健康保険 32.国家公務員共済組合	36.地方公務員等共済組合 37.日本私立学校振興・共済事業団	30.厚生年金保険・船員保険									
	⑦ 第3号被保険者でなくなった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑧ 理由	1. 死亡 (令和 年 月 日) 2. 婚姻 3. 収入増加 5. その他 ()							
	右の①～⑦の欄は、海外へ転出した場合や海外から転入した場合にいわゆる「○」で囲み、記入してください。	1. 海外特例要件該当	⑨ 令和	年	月	日	⑩ 理由	1. 留学 2. 同行家族 3. 特定活動	4. 海外婚姻 5. その他 ()					
2. 海外特例要件非該当	⑪ 令和	年	月	日	⑫ 理由	1. 国内転入 (令和 年 月 日) 2. その他 ()								
健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。														
医療保険者記入欄	組合(保険者)番号													
	上記のとおり第3号被保険者関係届がありましたので提出します。													
	届書記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。													
	認定年月日 令和 年 月 日 <small>(「田第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)</small>													
	所在地	〒 -												
名 称														
代表者等氏名														
電 話	()													

2204 1016 183



届書等・通知書等④ (3号被保険者)

国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届

様式コード
4 4 1 0



国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書

日本年金機構理事長 あて

提出者	事業所所在地	下記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。 令和 年 月 日 ○ 届書記載の番号について、相違ないことを確認しました。									
	事業所名称	〒 -									
	事業主氏名										
	電話番号	()									
	事業主等受付年月日	令和 年 月 日									

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「②・⑦個人番号」に左詰めで記入してください。

A. 第3号被保険者	① 氏名 (フリガナ) (氏名)	この届書記載の通り届け出ます。 令和 年 月 日			② 個人番号 (または基礎年金番号)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	④ 性別 1. 男性 2. 女性							
		-	-	-								-	-	-	-	-	-	-
		1. 自宅 2. 携帯電話	3. 勤務先 4. その他	-								-	-	-	-	-	-	-
⑤ 電話番号																		
⑥ 住所	(フリガナ)																	

B. 配偶者	⑦ 個人番号 (または基礎年金番号)										
		⑧ 氏名 (フリガナ) (氏名)	⑨ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日				
-	-	-						-	-	-	

C. 届出内容	⑩ 第3号被保険者 特例措置該当期間1 (始期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			月	⑪ 第3号被保険者 特例措置該当期間1 (終期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			年		月
	⑫ 第3号被保険者 特例措置該当期間2 (始期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			月	⑬ 第3号被保険者 特例措置該当期間2 (終期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			年		月
	⑭ 第3号被保険者 特例措置該当期間3 (始期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			月	⑮ 第3号被保険者 特例措置該当期間3 (終期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			年		月
	⑯ 第3号被保険者 特例措置該当期間4 (始期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			月	⑰ 第3号被保険者 特例措置該当期間4 (終期)	5. 昭和 7. 平成 9. 令和			年		月
	⑯ 老齢基礎年金または旧国民年金法による老齢年金もしくは通算老齢年金の受給権者の方は、右の欄へ年金証書の 年金コードを記入してください。											
	⑯ 備考											

【個人番号（マイナンバー）により届出する際の添付書類について】

第3号被保険者本人が、窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカード裏・裏面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

2104 1016 068



届書等・通知書等⑤（各種変更）

国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届

届書コード		処理区分		届書
2	2	2	1. 氏名変更(訂正) 2. 生年月日訂正 3. 性別訂正	

氏 名
国民年金被保険者 生年月日 変更(訂正)届
性 別

① 個人番号(または基礎年金番号)							② 生年月日(訂正前)				変更(訂正)前氏名		
							1. 明治	年	月	日	送信	(フリガナ)	
							2. 大正	3. 昭和	4. 平成				



届書等・通知書等⑥（特例追納）

特定期間該当届

届書コード **届
6 4 1**

事務センター長/所長	副事務センター長/副所長	グループ長/課(室)長	担当者

時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届

※ ① 個人番号（または基礎年金番号）	② 生年月日	氏名	性別
	5. 昭和 7. 平成	年 月 日 (フリガナ)	1. 男性 2. 女性
郵便番号	住所コード	住所	
		(フリガナ)	

※ 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

時効消滅不整合期間(特定期間)　自～至																	
③時効消滅 期間1	5. 昭和 7. 平成	年	月	～	5. 昭和 7. 平成	年	月	④時効消滅 期間4	5. 昭和 7. 平成	年	月	～	5. 昭和 7. 平成	年	月		
⑤時効消滅 期間2		年	月	～	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑥時効消滅 期間5	5. 昭和 7. 平成	年	月	～	5. 昭和 7. 平成	年	月		
⑦時効消滅 期間3	5. 昭和 7. 平成	年	月	～	5. 昭和 7. 平成	年	月						5. 昭和 7. 平成	年	月		

○ 上記の期間に以下の期間が含まれている場合は○を記入してください。

海外在住期間	平成3年3月以前に学生であった期間	60歳前に老齢給付を受けることができた期間	
--------	-------------------	-----------------------	--

※ 老齢基礎年金等の老齢給付を受けることができる場合は下記もご記入ください。

年金証書の年金コード	年金証書の記号番号等(共済組合)	⑧ 受付年月日
		9.令和 年 月 日 送信

※ 裏面の記載事項をお読みいただいたうえで届出してください。

上記のとおり届出します。 年金事務所長 あて 住所 氏名 電話番号	令和 年 月 日	日本年金機構
--	----------	--------

1. 住所欄は、届出者が被保険者本人の場合は、省略できます。
2. 内容について確認させていただく場合がありますので、電話番号欄には連絡が取れる電話番号を記入してください。

2012 1016 020



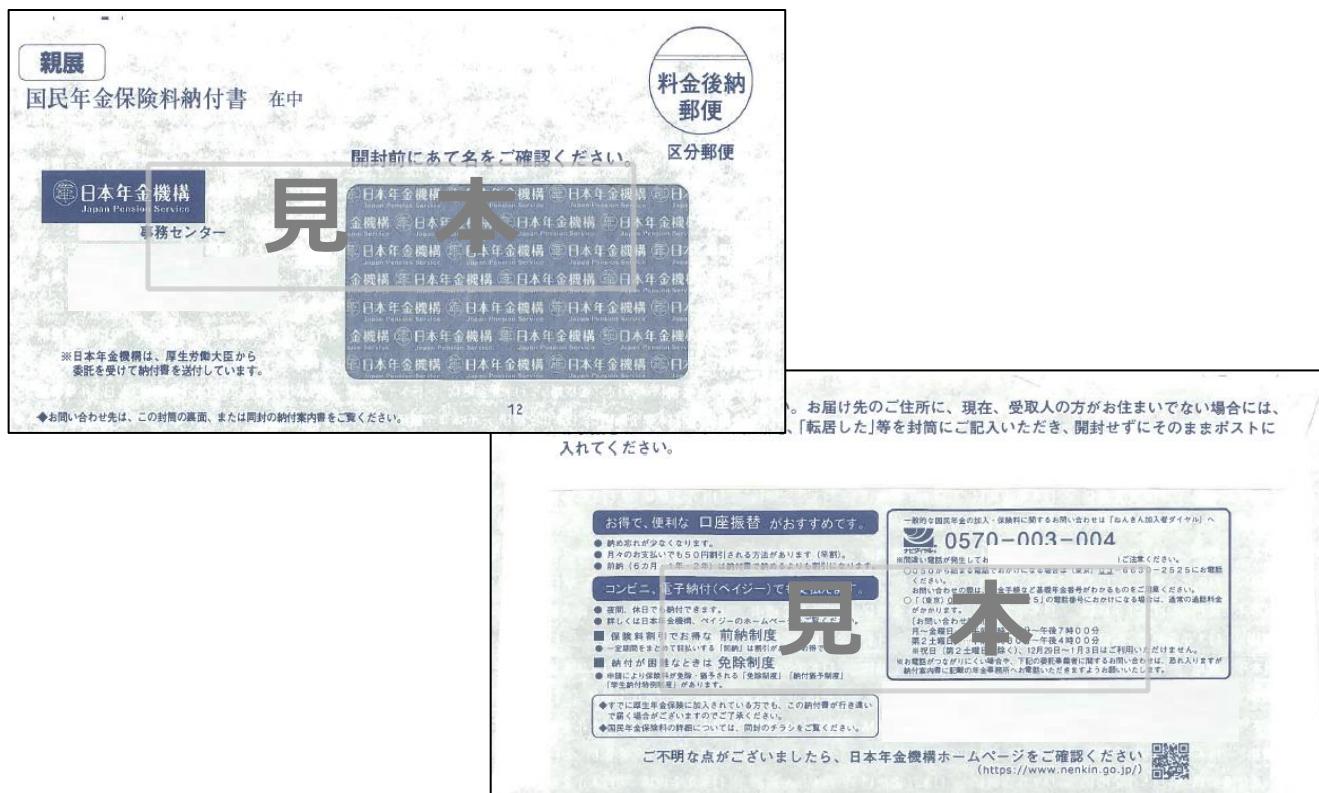
届書等・通知書等⑦（窓口）

納付書の封筒見本

<年金事務所発送封筒>



<日本年金機構本部発送封筒>





届書等・通知書等⑧ (口座振替)

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

記入例

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

年金事務所長 あて
令和〇年〇月〇日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。

〒111-1111
住所：〇〇区〇〇町11-11-1111

(フリガナ) コクネン ジロウ
被保険者氏名：国年 次郎

電話番号：①自宅 ②携帯電話 ③勤務先 ④その他 03 (9999) 9999

市外局番からご記入ください。

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。 落書き様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

A 基礎年金番号 生年月日

1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	5	5	0	1	1	1
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	5	5	0	1	1	1

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、**2枚目に押印してください。**
なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は、「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください)。

B 指定方法

希望するどちらか一方に○をつけてください。

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。
被保険者本人の口座であっても
口座名義人氏名を記入ください。
(記入漏れにご注意ください)

振替方法のみ変更 ○ 振替方法のみ変更する場合は、銀行区分・口座名義人欄の記入。

銀行区分	金融機関名	預金種別	口座番号	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)
ゆうちょ銀行	○ ○	1. 普通 2. 当座	0 1 2 3 4 5 6 (名義で記入) 0 1 2 3 4 5 6	○ ○	○ ○
ゆうちょ銀行	○ ○	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)
ゆうちょ銀行	○ ○	1 6 6 3 2 1 0 2 6 0 -	0 1 2 3 4 5 6 1	○ ○	○ ○
口座名義人	コクネン ジロウ	国年 次郎	「1」に続く通帳記号をご記入ください。(最初の「1」はすでに印字済みですので記入不要です。)	こちらには、ゆうちょ銀行の通帳記号に抜番(ハイフンに引き継ぐ数字)がある方のみご記入ください。	お届け印

C 振替方法

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。
被保険者本人の口座であっても
口座名義人氏名を記入ください。
(記入漏れにご注意ください)

1 翌月末振替	2 6ヶ月前納	3 1年前納	4 当月末前納(早割)	5 2年前納
6ヶ月前までにお申し込みください。間に合わなかった場合は	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日までに振替させていただきます。(3月分または9月分が未納の場合、初回の振替は翌年3月分と1年前納を合わせて2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。(3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせて2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は	4月分から9月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際前納割引による保険料額となります。(3月分または9月分が未納の場合、初回の振替は6ヶ月前納と合わせての振替になります)	3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせて2月末日までにお申し込みください。

留意事項

▼割引額が多いのは、2年前納>1年前納>6ヶ月前納>当月末前納

- △2年前納………「2月末日」までにお申し込みください。
間に合わなかった場合は、翌年の3月までは「3月末日」までにお申し込みください。
- △1年前納………「2月末日」までにお申し込みください。
間に合わなかった場合は、翌年の3月までは「3月末日」までにお申し込みください。
- △6ヶ月前納………4月末日の前納を希望する場合は「2月末日」、「8月末日」までにお申し込みください。
間に合わなかった場合は、次の前納振替月までにお申し込みください。
- △当月末振替(早割)…一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、こちらに記載する振替方法を変更する場合は、必ず「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください。

▼事務処理に日数を要しますので、振替開始は申し出をいただいきたい。

▼インターネット銀行など一部の金融機関では取扱いがない場合があります。

裏面もご確認ください。

▼国民年金保険料の支払いを口座振替でしておおり、振替口座は変えずに振替方法のみ変更する場合

記入例

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

年金事務所長 あて
令和〇年〇月〇日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。

〒111-1111
住所：〇〇区〇〇町11-11-1111

(フリガナ) コクネン ジロウ
被保険者氏名：国年 次郎

電話番号：①自宅 ②携帯電話 ③勤務先 ④その他 03 (9999) 9999

市外局番からご記入ください。

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

A 基礎年金番号 生年月日

1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	5	5	0	1	1	1
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	5	5	0	1	1	1

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、**2枚目に押印してください。**
なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は、「振替方法のみ変更」欄に○をつけてください)。

B 指定方法

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。
被保険者本人の口座であっても
口座名義人氏名を記入ください。
(記入漏れにご注意ください)

振替方法のみ変更 ○ 振替方法のみ変更する場合は、銀行区分・口座名義人欄の記入、お届け印の押印は不要です。

銀行区分	金融機関名	預金種別	口座番号	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	金融機関コード	支店コード	お届け印
ゆうちょ銀行	○ ○	1. 普通 2. 当座	0 1 2 3 4 5 6 (右詰めで記入)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
ゆうちょ銀行	○ ○	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	○ ○	○ ○	○ ○
ゆうちょ銀行	○ ○	1 6 6 3 2 1 0 2 6 0 -	0 1 2 3 4 5 6 1	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
口座名義人	コクネン ジロウ	国年 次郎	振替方法のみ変更の場合は、1枚目(年金事務所用)のみを提出してください。	2枚目に押印してください	2枚目に押印してください	2枚目に押印してください	2枚目に押印してください	2枚目に押印してください

C 振替方法

希望する振替方法に該当する数字に○をつけてください。

1 翌月末振替	2 6ヶ月前納	3 1年前納
毎月末日に前月分の保険料を振替させていただきます。	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日までに振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。(3月分または9月分が未納の場合、初回の振替は6ヶ月前納と合わせての振替になります)	4月分から9月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。(3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります)



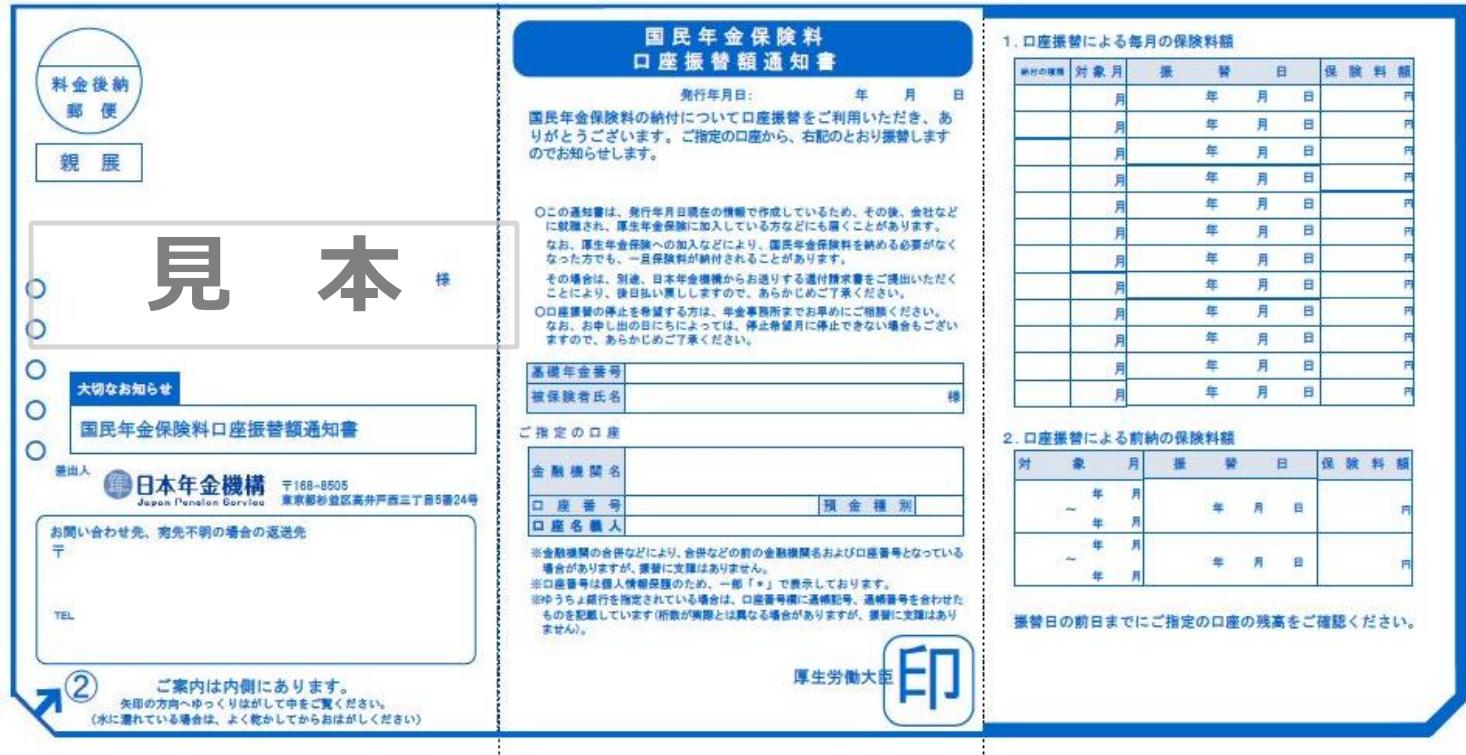
届書等・通知書等⑨（口座振替）

国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ および国民年金保険料口座振替額通知書



届書等・通知書等^⑩（口座振替）

国民年金保険料口座振替額通知書





届書等・通知書等⑪ (口座振替)

国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書

国民年金保険料口座振替辞退申出書

様式コード 4 6 5 5																																	
年会事務所長 あて 令和 年 月 日																																	
私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので申出します。																																	
〒 住所: _____																																	
(フリガナ) 被保険者氏名: _____																																	
電話番号: 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他 ()																																	
太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。 複数枚式を使用する場合は、強めにご記入ください。																																	
<table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>_____ - _____</td> <td>年 月 日 5. 昭和 6. 平成 7. 平成 8. 年和</td> </tr> <tr> <td colspan="2">銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>銀行名</td> <td>金融機関名</td> <td>1. 銀行 4. 信託会社 2. 信用金庫 5. 異業 3. 汙用組合 6. 銀行</td> <td>1. 年和 2. 年平 3. 年成 4. 年和</td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td>1. 普通 口座番号</td> <td>金融機関コード</td> <td>支店コード</td> </tr> <tr> <td>種目コード</td> <td>2. 当座 (右詰めで記入)</td> <td>通帳記号</td> <td>通帳番号(右詰めで記入)</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>1 6 6 3 2 1 0 -</td> <td colspan="2">お書き印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2枚目に押印してください</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(フリガナ) 口座名義人: _____</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		基礎年金番号	生年月日	_____ - _____	年 月 日 5. 昭和 6. 平成 7. 平成 8. 年和	銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。		<table border="1"> <tr> <td>銀行名</td> <td>金融機関名</td> <td>1. 銀行 4. 信託会社 2. 信用金庫 5. 異業 3. 汙用組合 6. 銀行</td> <td>1. 年和 2. 年平 3. 年成 4. 年和</td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td>1. 普通 口座番号</td> <td>金融機関コード</td> <td>支店コード</td> </tr> <tr> <td>種目コード</td> <td>2. 当座 (右詰めで記入)</td> <td>通帳記号</td> <td>通帳番号(右詰めで記入)</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>1 6 6 3 2 1 0 -</td> <td colspan="2">お書き印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2枚目に押印してください</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(フリガナ) 口座名義人: _____</td> </tr> </table>		銀行名	金融機関名	1. 銀行 4. 信託会社 2. 信用金庫 5. 異業 3. 汙用組合 6. 銀行	1. 年和 2. 年平 3. 年成 4. 年和	預金種別	1. 普通 口座番号	金融機関コード	支店コード	種目コード	2. 当座 (右詰めで記入)	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	ゆうちょ銀行	1 6 6 3 2 1 0 -	お書き印		2枚目に押印してください				(フリガナ) 口座名義人: _____			
基礎年金番号	生年月日																																
_____ - _____	年 月 日 5. 昭和 6. 平成 7. 平成 8. 年和																																
銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。																																	
<table border="1"> <tr> <td>銀行名</td> <td>金融機関名</td> <td>1. 銀行 4. 信託会社 2. 信用金庫 5. 異業 3. 汙用組合 6. 銀行</td> <td>1. 年和 2. 年平 3. 年成 4. 年和</td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td>1. 普通 口座番号</td> <td>金融機関コード</td> <td>支店コード</td> </tr> <tr> <td>種目コード</td> <td>2. 当座 (右詰めで記入)</td> <td>通帳記号</td> <td>通帳番号(右詰めで記入)</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>1 6 6 3 2 1 0 -</td> <td colspan="2">お書き印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2枚目に押印してください</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(フリガナ) 口座名義人: _____</td> </tr> </table>		銀行名	金融機関名	1. 銀行 4. 信託会社 2. 信用金庫 5. 異業 3. 汙用組合 6. 銀行	1. 年和 2. 年平 3. 年成 4. 年和	預金種別	1. 普通 口座番号	金融機関コード	支店コード	種目コード	2. 当座 (右詰めで記入)	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	ゆうちょ銀行	1 6 6 3 2 1 0 -	お書き印		2枚目に押印してください				(フリガナ) 口座名義人: _____											
銀行名	金融機関名	1. 銀行 4. 信託会社 2. 信用金庫 5. 異業 3. 汙用組合 6. 銀行	1. 年和 2. 年平 3. 年成 4. 年和																														
預金種別	1. 普通 口座番号	金融機関コード	支店コード																														
種目コード	2. 当座 (右詰めで記入)	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)																														
ゆうちょ銀行	1 6 6 3 2 1 0 -	お書き印																															
2枚目に押印してください																																	
(フリガナ) 口座名義人: _____																																	
○ 対象保険料 国民年金保険料																																	
□ 口座振替辞退の申し出はされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。 □ 提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。 その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。																																	
1枚目(年金事務所用)																																	

2210 1016 003

国民年金保険料口座振替辞退申出書(控)
兼・**国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書(控)**

令和 年
2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用)

2210 1016 003

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

基礎年金番号	生年月日															
_____ - _____	年 月 日 5. 昭和 6. 平成 7. 平成 8. 年和															
被保険者氏名 電話番号																
〒 住所																
<table border="1"> <tr> <td>金融機関名</td> <td>預金種別</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>銀行 伊丹市営 信用金庫 異業 汚用組合 銀行</td> <td>1. 普通 2. 当座 (右詰めで記入)</td> <td>金融機関コード 支店コード</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>種目コード ゆうちょ銀行コード 1 6 6 3 2 1 0 -</td> <td>通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(フリガナ) 口座名義人: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所 (ゆうちょ銀行利用の場合はのみ記入してください) 〒</td> </tr> </table>		金融機関名	預金種別	口座番号	銀行 伊丹市営 信用金庫 異業 汚用組合 銀行	1. 普通 2. 当座 (右詰めで記入)	金融機関コード 支店コード	ゆうちょ銀行	種目コード ゆうちょ銀行コード 1 6 6 3 2 1 0 -	通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)	(フリガナ) 口座名義人: _____			住 所 (ゆうちょ銀行利用の場合はのみ記入してください) 〒		
金融機関名	預金種別	口座番号														
銀行 伊丹市営 信用金庫 異業 汚用組合 銀行	1. 普通 2. 当座 (右詰めで記入)	金融機関コード 支店コード														
ゆうちょ銀行	種目コード ゆうちょ銀行コード 1 6 6 3 2 1 0 -	通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)														
(フリガナ) 口座名義人: _____																
住 所 (ゆうちょ銀行利用の場合はのみ記入してください) 〒																

2. 対象保険料 国民年金保険料

* 口座振替辞退の申出はされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。
* 提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。
その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。

3枚目

3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

2012 1016 007



届書等・通知書等⑫（クレジットカード納付）

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

記入例

届きコード
6 5 4 2 0

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

年金事務所長 あて

令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカード納付する旨の印をつけてください。
個人番号で申し出する場合には、添付書類が必要になります。
詳細は裏面をご確認ください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申し出する場合は、「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）										② 生年月日					市外局番から記入してください。 送信												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	5	昭和 7 年	0		0	1	月	0	1	日						
	被保険者氏名										③ 電話番号種別						④ 電話番号											
	国年 太郎										1	自宅	3	勤務先	×××		-	1	2	3	-	4	5	6	7			
	住 所										2	携帯	4	その他														
〒 111-1111 ○○郡○○町○○4-11-15																												
指定クレジットカード	⑤ カード番号（右詰めで記入）															⑥ カード有効期限												
	3	4	5	6	-	7	8	9	0	-	1	2	3	4	-	5	6	7	8	0	8	月	/	2	0	2	5	年
	クレジットカード名義人氏名（自署）										被保険者との続柄					電話番号												
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。										父					×××-234-5678												
	国年 一郎																											
ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。																												
① アメリカン・エキスプレス 5. Orico 9. ダイナースクラブ 13. 日専連 17. ライフ 21. Master					クレジットカード会員の方が自署で記入してください。 被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人氏名を記入してください。					3. N 7. J クレジットカード名義人が本人以外の場合に記入してください。 被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合には、クレジットカード名義人に對し、電話または裏面による同意確認を行います。					1. 東 5. 三 9. U													
納付方法	1	毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。																									
	2	6ヶ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を1月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、6ヶ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにお申込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は翌年3月まで、毎月納付の際同じくお申込みください。																									
	3	1年前納	希望する納付方法の番号に〇印をつけてください。 ※6ヶ月前納、1年前納及び2年前納は保険料が割引になります。 ※割引額が多いのは、「2年前納」「1年前納」「6ヶ月前納」の順となります。																									
	5	2年前納	その場合の保険料額は、2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までに申込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の対象となります。																									

(注) ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用いただけません）。

(注) クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

【裏面もご覧ください】

お知らせ

2302 1016 001



届書等・通知書等^⑯（クレジットカード納付）

国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額通知書

This image is a collage of various Japanese pension-related documents and diagrams. It includes:

- A large blue banner at the top left with the text "国民年金は、一人ひとりの将来の大好きな支えになります。" (National Pension is a great support for everyone's future).
- A section titled "あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで!" (Your pension is simple and convenient with nenkin-net).
- A diagram showing a hand holding a smartphone displaying the nenkin-net website.
- A section titled "見本" (Sample) showing a document with a redacted stamp area.
- A section titled "クレジットカード納付について" (About credit card payment).
- A section titled "カード利用限度額・有効期限等にご注意ください" (Please pay attention to the credit limit, validity period, etc.).
- A section titled "○上記の確認で、カードが有効と確認できなかった場合は、現金で納付していただくことになります(納付月の翌月に「納付書」をお送りします)。前納の場合は、その前納対象期間はレジットカード納付の「毎月納付」の扱いとなります。この場合、6ヶ月前納では4月分または10月分、1年前納および2年前納では4月分の納付書をお送りしますので、現金で納付してください。
- A section titled "○クレジットカードの有効期限到来時には改めて有効期限が更新されたカードで「クレジットカード納付(変更)申出」の手続きをお願いします。なお、下記の指定代理納付者(※)が発行するカードをご利用の方は、原則、改めての手続きは不要です。
- A section titled "【指定代理納付者】" followed by a list of 27 companies.
- A diagram at the bottom left showing a hand holding a smartphone with a green checkmark icon.
- A diagram at the bottom right showing a hand holding a smartphone with a green checkmark icon.



届書等・通知書等^⑯（クレジットカード納付）

国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書

 見本 様 親展 〒 電話	<p>クレジットカードの有効性 確認結果のお知らせ</p> <p>先に申し出のありました国民年金保険料のクレジットカードによる納付についてですが、下記のクレジットカードでは、有効性が確認できませんでした。 カード情報をご確認のうえ、クレジットカード会社にお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">基礎年金番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カード番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成</p>	基礎年金番号		生年月日		被保険者氏名		カード番号		<p>※ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○このお知らせに記載されているカード番号は、個人情報保護のため、下4桁の数字以外は「*」で表示しております。 ○別のクレジットカードにより納付を希望される場合は、お手数ではございますが、再度、年金事務所までお申し出ください。 ○これまで国民年金保険料の口座振替を利用されている場合は、今回のお申し出によってクレジットカードの有効性が確認できませんでしたので、引き続き口座振替の扱いとなります。
基礎年金番号										
生年月日										
被保険者氏名										
カード番号										

国民年金は、
一人ひとりの将来の
大きな支えになります。

インターネットによる年金加入手続きは、いつでも閲覧・扶養・年金ネットでできます。ご利用の際は、お手元のユーザID・パスワード下は、日本年金機構ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

見本

開封方法

(1)封筒に矢印の方向へ開けてください。(2)水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

裏面にご案内があります。

裏面をご覧ください。

国民年金のポイント

- ①国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。
- ②国民年金は国が責任をもって運営する安定した制度です。
 - 年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ③国民年金は、40年間保険料を納付して、満額の年金額781,700円(※令和2年度)が受け取れます。
- ④年金(老齢年金)を受けるためには、原則として10年以上の保険料納付済期間(保険料免除期間等を含む)が必要です。
- ⑤国民年金には老齢年金の他にも、障害年金、遺族年金があります。
- ⑥病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、被保険者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)が受け取れる遺族年金があります。
- ⑦保険料を納め忘れると、年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑧国民年金の保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められます。



届書等・通知書等^⑯（その他）

国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書



申請書等・通知書等⑯ (免除・納付猶予)

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

機密性2完全性2可用性2(国民年金部)

令和5年7月使用分からの変更点

【別添2】

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長　あて　令和〇〇年〇〇月〇〇日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申します。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。 TEL 123-4567 住所：〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3	日本年金機構HP(http://www.nenkin.go.jp/)に国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載方法を説明する動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。	
被保険者氏名： 國年 太郎	「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄 ○提出年月日を記入してください。 ○住民票の住所を記入してください。	申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。		
A 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号) X X X X X X X X X X	② 電話番号 XX - XXXX - XXXX
	③ 被保険者氏名 コクネン タロウ	④ 被保険者生年月日 昭和 〇四〇五二〇
	⑤ 配偶者氏名 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日 昭和 〇四〇八一〇
	⑦ 世帯主氏名 コクネン イチロー	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
	⑧ 特記事項 令和5年1月1日アリカ合衆国から転入 令和5年4月1日世帯主変更 前世帯主 国年 良子 (配偶者が世帯主の場合)配偶者の個人番号(XXXX - XXXX - XXXX)	※ 配偶者が別戸籍の場合は、配偶者の個人番号(12桁の番号)を記入してください。 ※ 申請期間中の収支基準に変更(減額・廃止・復活)があった場合は、変更基準、対象者氏名および変更年月日を記入してください。また、申請期間中に海外転出があった場合は、国名と転出日を記入してください。 ※ 「提出期限」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。

B 申請内容	⑨ 免除等区分 1. 全額免除 (保険料全額を免除) 2. 納付猶予 (保険料納付を猶予) 3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要) 4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要) 5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)	⑩ 申請期間 平成 令和 年度分	「⑨免除等区分」欄 ○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「×」で抹消してください。
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族 扶養親族の扶養範囲 被保険者： 16歳以上19歳未満の扶養親族あり(人) × 配偶者： 16歳以上19歳未満の扶養親族あり(人) × 世帯主： 16歳以上19歳未満の扶養親族あり(人) ×	「⑩申請期間」欄 ○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。 ○免除・納付猶予での年度は、7月から翌年6月までです。 (例：令和5年度分) →令和5年7月分～令和6年6月分	
	⑫ 特例認定区分 (扶養範囲外) 被保険者： 1. 失業 年 月 日 → 転用保険加入あり(なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者： 1. 失業 年 月 日 → 転用保険加入あり(なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主： 1. 失業 年 月 日 → 転用保険加入あり(なし) 2. 天災等 3. その他()	※ なお、令和5年度分は、令和5年7月以降に申請することができます。	
	⑬ 統続希望 1. 令和5年7月分より扶養親族の扶養範囲に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望する。 2. 令和5年7月分より扶養親族の扶養範団に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望する。	○過去期間は、申請書が受理された月から2年1ヶ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。	
	⑭ 備考 例1:失業などに関する証明書類提出済 例2:失業後の期間に限り申請		

「⑪特例認定区分」欄 ○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止した日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の(あり/なし)に○を記入し、「註記欄」欄に該当する扶養親族の扶養範囲(扶養親族の扶養範囲の「○」)を記入してください。なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により免除等を申請し、失業した事が認認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。 ○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。 ○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保険(外国国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避離していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。		「⑪16歳以上19歳未満の扶養親族」欄 ○被保険者本人、配偶者、世帯主の方が、免除・納付猶予申請年度の前年12月末日時点において、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は「あり」、いない場合は「なし」に○を記入してください。 ○「あり」に○を記入した場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。
「⑫特例認定区分」欄 ○「特例認定区分1.」においては、全額免除または納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望するものです。(希望した場合は、翌年度以降に改めて申請を行う必要はありません) ○「特例認定2.」においては、納付猶予が承認された翌年度に全額免除の審査基準に該当する際、全額免除を審査する旨を希望するものです。 ○「特例認定1.」および2について承認しない場合の「○」に○を記入してください。 ※ 全額免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金額に反映されますが、納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金額に反映されません。 ※ 失業など所持要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は統続申請の対象になりません。		「⑬備考」欄 ○3枚目(本人用)裏面の注意事項の1. 四をご参照の上、該当する場合に記入してください。 ○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合で、「⑪特例認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書類を過去に提出したことがある場合は、例1のようにその旨を記入してください。 ○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離職後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、例2のようにその旨を記入してください。 ※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。(失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください) ○「⑭備考」欄で2. 紳付猶予を変更する場合は、その旨を記入してください。 (例:4分の1免除の次に納付猶予を審査)

2307 1016 002 2



申請書等・通知書等⑯(免除・納付猶予)

国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日

氏名		個人番号 (または基礎年金番号)	
住所			
被災者氏名		届出者との続柄	
被災当時の住所 又は新住所			
① 災害の種類	被災年月日	平成 令和 年 月 日	

② 次の財産のうち、最も被害の大きかったものを一つだけ○で囲んでください。

- イ 住宅 ニ 宅地
ロ 住宅でない建物 ホ 田畠
ハ 家財 ヘ その他の財産()

③ ②の○で囲んだ財産について記入してください。

被災前の財産の概要とその価格 損害の程度とその金額
概要 _____ 程度 _____
_____ 万円 _____ 万円

④ この災害について、保険金又は損害賠償金を受けていますか。

イまたはロのいずれかを○で囲んでください。

- イ 受けている ロ 受けていない

⑤ ④のイを○で囲んだ場合は、受け取った保険金又は損害賠償金の金額を記入してください。

_____ 万円

市区町村	日本年金機構

◎ 裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。

(裏面)

2104 1016 074

- (1) 「① 災害の種類」欄は、○○台風などのように、できるだけ詳しく記入してください。
記入が難しい場合は、震災・水害・火災など記入をしてください。
- (2) 対象となる財産は、被保険者・世帯主・配偶者又は被保険者・世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅・家財・その他の財産となります。
- (3) ② 欄内、「その他の財産の()」には、機械・器具・荷車・漁船・牛馬・水車などの事業用財産の名称を記入してください。
- (4) ③ 欄内、「被災前の財産の概要とその価格」には、住宅については被災前のその構造と延面積(例木造平屋建60平方メートル)とその価格を、住宅でない建物については店舗・工場・倉庫・納屋などの名称、構造、延面積(例店舗木造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を、家財については主な家財の名称と価格の総額を、宅地についてはその総面積と価格を、田畠についてはその総面積と価格を、その他の財産については、数量と価格を記入してください。
- (5) ③ 欄内、「損害の程度とその金額」の「程度」欄には、住宅の場合は、流失・全壊・半壊・土砂流入軒下浸水・床上〇〇センチメートル浸水・全焼・半焼・一部焼失などを記入してください。
田畠の場合は、流失・冠水・土砂堆積とその被害面積などを記入してください。



申請書等・通知書等¹⁸（免除・納付猶予）

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

The image consists of two main parts. On the left, a smartphone screen shows the Japanese government's pension website (<https://www.nenkin.go.jp/>) with text in Japanese. On the right, a booklet titled '見本' (sample) is shown, which contains information about pension payment continuation, including tables for different exemption periods and a section for 'Continuation Requests'.



申請書等・通知書等⑯（免除・納付猶予）

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

事務センター県／所轄	副事務センター県／所轄	グループ県／管(管)県	担当者

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

① 個人番号(または基礎年金番号)							② 生年月日				氏名										
5. 昭和 7. 平成	年	月	日	(フ助子)																	
③ 変更前申請年月(始期)				④ 変更前申請年月(終期)				⑤ 変更後申請年月(始期)				⑥ 変更後申請年月(終期)				⑦ 変更申請年月日					
7. 平成 9. 令和	年	月	7. 平成 9. 令和	年	月	7. 平成 9. 令和	年	月	7. 平成 9. 令和	年	月	9. 令和	年	月	日						
備考																					

1. 基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

2. ①欄に基礎年金番号を記入した場合は年金手帳を添付してください。

【個人番号（マイナンバー）により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}

※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード裏・裏面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請します。		市区町村	日本年金機構
令和 年 月 日			
日本年金機構理事長 あて			
住所 _____			
氏名 _____			
電話番号 _____ - _____ - _____			

2104 1016 073



申請書等・通知書等^⑯（学生納付特例）

国民年金保険料学生納付特例申請書

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

<p>日本年金機構理事長 あて 金額〇〇年〇〇月〇〇日 以下のとおり学生納付特例を申請します。 また、勤労所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。 この申單に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の正確について、市区町村（勤労所得地等を含む）および日本年金機構に委託します。</p> <p>〒123- 4567</p> <p>(※1) 住所: 〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3 被保険者氏名: 国年 太郎</p>	<p>「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄^(※1) ○提出年月日を記入してください。 ○住民票の住所を記入してください。</p>	<p>申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)</p>
--	---	---

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。																
A 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	② 生年月日	5. 和暦 6. 平成	1 3 0 5 2 0		
	③ 氏名	(姓) カヨクネン					タロウ						④ 電話番号	①. 電話番号 ②. 携帯電話番号 ③. 動画番号 ④. その他	XX - XXXX - XXXX	
		国年			太郎											
B 申請内容	⑤(※2) 申請期間 (平成令和の期間)	平成 令和 5 年 4 月から					平成 令和 6 年 3 月まで									
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 令和 ○○ 年 ○○ 月から					(卒業予定期間) 平成 令和 ○○ 年 ○○ 月まで									
	⑦ 学校の名称	○○大学					⑧ 学校の所在地	東京 都 県 杉並区○○町								
	⑨ 学生の区分	① 学生（学位あり） 2. 通情制・通情課程 3. 科目履修生	4. 研究生 5. その他 ()	※左記の学生区分で、「1. 学生（学位あり）」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。												
	⑩ 学生証の有効期限	平成 令和 ○○ 年 ○○ 月末まで有効					※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。									
	⑪(※3) 前年所得	①なし 2. あり（※128万円以下） 3. あり（※128万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり（人）・なし】														
	⑫(※4) 特例規定区分 (※5)	1. 失業 平成 令和 年 月 ⇒ 就業保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）														
	⑬ 備考															

「⑦学校の名称」欄

○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄

○都道府県名・市区町名まで記入してください

「⑨学生の区分」欄

○該当する区分に□を記入してください。該当する区分がない場合は「○」その他に□を記入の上、()内に具体的に記入してください。

○学生証に記載された有

「①前年所得」欄(383)に有効期限を記入して貰った。子生組に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

○必ず記入してください。

○ <所得 = (收入 - 必要経費) / 100(100%累積)

○13. あり(128万円超)」に○を記入し、

なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により学生納付特例等を申請し、失業した事が確認できる証明書類を添付したことがある場合

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に〇を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に〇を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

⑬備考欄

- 申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。
- 申請を希望する年度の1月1日時点に海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
(例:令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和5年1月1日時点について記入してください。)
- 申請を希望する年度の4月から5年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和4年1月1日時点について記入してください。)
- 申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。
- 生徒などの理由により学生証が提出する場合で「学年別登録区分」欄に記入した生徒カードに記載する認証書類を提出しない場合は

その旨を記入してください。(例:失業などに関する証明書類提出済)
※ 3枚目(上段)の裏面(注意事項)の1/4を複数枚いれたが、該当する場合に記入してください。

- 220E 1016 003



申請書等・通知書等② (学生納付特例)

学生納付特例取消申請書／不該当届

届書コード
6 3 6 1 届書

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 領(立)長	担当者

国民年金保険料学生納付特例取消申請書／不該当届

① 個人番号(または基礎年金番号)										② 生年月日				氏名			
										5. 昭和 7. 平成	年	月	日	(フリガナ)			
										送信							
③ 申請年月日										④ 取消/不該当区分				⑤ 学生納付特例不該当年月			
9. 令和		年	月	日	0:取消 1:不該当				7. 平成 9. 令和	年	月	送信					
備考																	

- 基礎年金番号(10桁)で申請(届出)する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。
- ①欄に基礎年金番号を記入した場合は基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにできる書類を添付してください。
- 取消申請書として提出いただく場合、⑤欄は記入不要です。

【個人番号（マイナンバー）により申請（届出）する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書（届書）を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください^{※1}。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}

※1 郵送で申請書（届書）を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請(届出)します。		市区町村		日本年金機構	
全和 年 月 日					
日本年金機構理事長 あて					
住所 _____					
氏名 _____					
電話番号 _____ - _____ - _____					

2204 1016 101



申請書等・通知書等② (学生納付特例)

国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書

 <p>親展</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <h1>見本</h1> <p>様</p> </div> <p>○ 差し出し人 〒 TEL</p> <p>② ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。</p>	<p>基礎年会番号 山折り</p> <p>第 年 月 曜 日 谷折り</p> <p>日本年金機構理事長 印</p> <p>国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 国民年金保険料学生納付特例の申請を承認しました。承認期間は 年 月から 年 月までです。</p> <p>この決定に不満があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査委員会(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不満があるときは、決定の原本が送付された日の翌日から起算して3か月以内に社会保険審査委員会(地方厚生労働省)に審査請求できます。ただし、審査請求権は、この決定の執行による新しい損害を避けるため既存がないときや、この決定の執行による新しい損害を避けるため既存があるとき、その既正當な理由があるときは、審査請求の決定を経ない、即ち提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)があつたことを知った日からも3か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。</p>	<p>学生納付特例が承認された方へ ～大切なお知らせ～</p> <p>【承認期間について】 承認期間は年度ごととなります。毎年の申請が必要です。</p> <p>【年金額などの反映について】 承認期間は老齢基礎年金を受けるための資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。</p> <p>【追納について】 承認期間については、その期間から10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付することができます(詳細はウラ面へ)。</p> <p>【障害基礎年金・遺族基礎年金について】 承認期間中に初診日がある病気や事故で障害が残ったときは、障害基礎年金を受けることができます。 また、同期間中に被保険者がお亡くなりになった場合で、その被保険者によって生計を維持されている遺族(「子のある配偶者」「子」)がいる場合は、遺族基礎年金を受けることができます。</p> <p>【学生でなくなった場合について】 承認期間中に学生でなくなった場合は、「学生納付特例不該当届」を市(区)役所または町村役場に提出してください。</p>
--	--	---

<p>国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。</p> <p>インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネット」をご利用ください。 ご利用の際につながるユーザIDとパスワードは、日本年金機構ホームページからお申込みください。</p> <p>日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/</p> <p>見本</p> <p>開封方法 1. お手元の郵便物を開封する際は、必ず開封箇所を押すところから開封して下さい。(お手元でもうある場合は、よくお読みから開封して下さい)</p> 	<p>国民年金保険料納付をさかのぼって納めること(追納)のご案内</p> <p>学生納付特例の承認期間は、老齢年金の受給に必要な10年の「受給資格期間」には含まれますが、「年金額」には反映されません。 しかしその期間は、保険料をさかのぼって納めること(追納)で、「年金額」にも反映されます。</p> <p>○追納できる期間 学生納付特例の承認期間から10年以内です。平成31年4月分の国民年金保険料が学生納付特例の承認とされた場合は、10年後の4月まで追納できます。</p> <p>○お早めの追納をお勧めします 学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合の保険料は、その当時の保険料額に追納加算額を加えた額となります。お早めの追納をお勧めします。</p> <p>追納を希望される場合は、お近くの年金事務所までご連絡ください。</p> <p>学生納付特例制度の適用を受けるためには、毎年手続きが必要となります。</p>	<p>国民年金のポイント</p> <p>◎将来の大きな支えになります 国民年金はお歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。 国が責任をもって運営するため、安定しています。年金の給付は生涯にわたって保障されます。</p> <p>◎「年金額」と「受給資格期間」 国民年金は、40年間保険料を納付して満額の年金額780,100円(※令和元年度)が受け取れます。年金(老齢年金)を受けるためには、原則として10年以上の保険料納付期間(保険料免除期間等を含む)が必要です。</p> <p>◎老後のためだけのものではありません 国民年金には、障害年金や遺族年金もあります。 障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、被保険者が死亡した場合、その被保険者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」「子」)が受け取れます。</p> <p>◎保険料は全額、社会保険料控除の対象です 国民年金保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められます。</p>
--	--	---



申請書等・通知書等^{②③}（学生納付特例）

国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書



申請書等・通知書等② (法定免除)

国民年金保険料免除期間納付申出書

様式コード
4 6 3 8



国民年金保険料免除期間納付申出書

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日

以下のとおり、免除期間の納付を申し出ます。

住所：_____

被保険者氏名：_____

市区町村

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)								② 生年月日	5. 昭和 7. 平成				
	③ 氏名	(刈りか)				④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	年 月 日						

裏面の留意事項を確認したうえで、申出内容について記入してください。

B. 申出内容	⑤ 免除期間納付 の申出(始期)	7. 平成	9. 令和	年	月	⑥ 免除期間納付 の申出(終期)	1. 指定しない (59歳11ヶ月まで) 2. 指定する (右欄を記入)	7. 平成	9. 令和	年	月
	⑦ 付加年金または国民年金 基金加入状況	1. 現在、付加年金または国民年金基金に加入中 ですか。 2. 付加年金または国民年金基金に加入中の場 合、納付申出後も継続加入を希望しますか。					1. 付加年金に 加入している	2. 国民年金基金に 加入している	3. どちらも加入 していない		
⑧ 備考											

下記内容を確認のうえ、右のチェックボックスにチェック [□] を入れてください。

C. 確認事項	1. 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生します。											<input type="checkbox"/>
	2. 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって免除に戻すことはできません。											<input type="checkbox"/>
	3. 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、返付することはできません。											<input type="checkbox"/>
	4. 納付申出をした期間は、付加年金又は国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金又は国民 年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。											<input type="checkbox"/>

2104 1016 075



申請書等・通知書等㉕（法定免除）

国民年金保険料免除理由消滅通知書

XXX - XXXX
XXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXX 様
XXXXXXXXXXXXXX 99999

○今後、国民年金保険料の納付が必要となりますので、国民年金保険料納付書により、最寄りの金融機関等で納付してください。
また、保険料の納付が困難な場合は申請により、所得等の審査を行い保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

国民年金保険料免除理由消滅通知書

これまで該当していた国民年金保険料免除理由について審査した結果、国民年金保険料の免除理由に該当していないことを確認しました。
したがって、国民年金保険料は以下の月分から納付することになりますのでお知らせします。

基 础 年 金 番 号	9999-999999
被 保 险 者 氏 名	XXXXXXXXXXXXXX
住 所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
免 除 理 由 消 减 月	XX XX 年 Z9 月分

第 222229 号
XX XX 年 29 月 29 日

日本年金機構理事長サンプル

◆ ご不明な点がありましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

~~TEL XXX-XXXX~~



申請書等・通知書等②(追納)

国民年金保険料追納申込書

様式コード
4 6 2 4



国民年金保険料追納申込書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

以下のとおり、追納を申し込みます。

〒
住所 : _____

氏名 : _____

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申し込みする場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)								② 生年月日	5. 昭和				
	③ 氏名	(フリガナ)							④ 電話番号	1. 自宅	年	月	日	2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他

追納を申し込む期間等について記入してください。

B 申込内容	⑤ 追納申込期間 1 (自～至) 9. 令和	7. 平成		年	月	～	7. 平成		年	月	⑥ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑦ 職員 記載欄
	⑧ 追納申込期間 2 (自～至) 9. 令和	7. 平成		年	月	～	7. 平成		年	月	⑨ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑩ 職員 記載欄
	⑪ 追納申込期間 3 (自～至) 9. 令和	7. 平成		年	月	～	7. 平成		年	月	⑫ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑬ 職員 記載欄
	⑯ 追納申込期間 4 (自～至) 9. 令和	7. 平成		年	月	～	7. 平成		年	月	⑯ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑯ 職員 記載欄
	◆ 「⑯変更前氏名」欄 「⑯氏名変更年月日」欄 「⑯変更前住所」欄 「⑯住所変更年月日」欄は、 氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。													
	⑯ 変更前氏名								⑯ 氏名変更 年月日	7. 平成		年	月	日
	⑯ 変更前住所								⑯ 住所変更 年月日	7. 平成		年	月	日
	⑯ 備考													

【留意事項】

- 追納は10年以内（※）となっています。10年経過間近である期間にかかる追納を希望する場合は、追納申込書を追納期限の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにご提出ください。
※ 例えば、免除等承認月が平成26年10月の場合、令和6年10月31日まで追納できます。
- 追納が承認された場合は、通知書と納付書が送付されます。
- 追納は追納が承認された期間のうち、古い月分から納めなければなりません。
※ 新しい月分を納められたときは、保険料を返付することになります。
- 納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。
※ 期限を超えたときは、納められた保険料を返付することになります。

【個人番号（マイナンバー）により申し込みする際の添付書類について】

本人が窓口で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

2304 1016 009



申請書等・通知書等^{②7}（産前産後免除）

国民年金保険料産前産後免除該当通知書

XXX - XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXX 様
XXXXXXXXXXXXXX 9999

A large grid of 'X' characters, arranged in approximately 20 rows and 20 columns, filling most of the page.

国民年金保険料産前産後免除該当通知書

さきに届出のあった国民年金保険料産前産後免除該当届について審査した結果、国民年金保険料の産前産後免除に該当していましたのでお知らせします。
したがって、国民年金保険料は以下の月分について、免除されます。

基礎年金番号	XXXX-XXXXXX
被保険者氏名	XXXXXXXXXXXXXX
住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXX
免除該当月	XX XX年XX月から XX XX年XX月まで

第 XXXXX 号
XX 29 年 29 月 29 日

日本年金機構理事長 サンプル

◆ ご不明な点がありましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

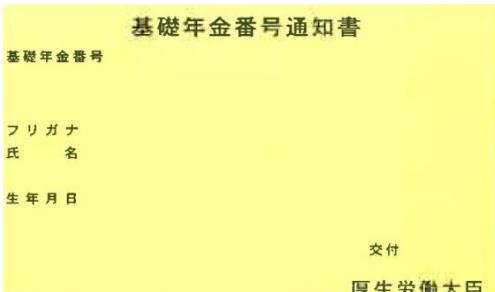
T XXX - XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX



必要書類（申請免除・納付猶予）

必ず提出・添付するもの（全共通）

- 基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳（氏名の記載のページ）



<現在交付している基礎年金番号通知書>



<以前交付されていた年金手帳>

- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可）

申請免除、納付猶予の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類

<失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方> ※以下のいずれか

- ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
- ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー

<事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方> ※以下のいずれか

- ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
- ✓ *履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
- ✓ *税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
- ✓ *保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
- ✓ *その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類
(*印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。)

<生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方>

- ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

<特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請する方>

- ✓ 受給資格者証のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】※令和5年7月に申請する場合	
災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
令和元年（1月～12月）	令和3年6月～令和3年6月
令和2年（同上）	令和3年6月～令和4年6月
令和3年（同上）	失業等の前月～令和5年6月
令和4年（同上）	失業等の前月～令和6年6月

- 失業した日は離職日の翌日です。

(12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。)

- 申請時点から2年1ヶ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。



必要書類（学生納付特例・法定免除）

学生納付特例制度の場合に添付するもの

- 国民年金保険料学生納付特例申請書
- 学生証（裏面も含む）のコピーまたは在学証明書の原本
※ 在学期間がわかるもの
※ 過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付
- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類

<失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方> ※以下のいずれか

 - ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
 - ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー

<事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方> ※以下のいずれか

 - ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
 - ✓ *履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ✓ *税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
 - ✓ *保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
 - ✓ *その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類（＊印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。）

<生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方>

 - ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】※令和5年7月に申請する場合	
災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
令和元年（1月～12月）	令和3年6月～令和3年6月
令和2年（同上）	令和3年6月～令和4年6月
令和3年（同上）	失業等の前月～令和5年6月
令和4年（同上）	失業等の前月～令和6年6月

- ・失業した日は離職日の翌日です。
(12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。)
- ・申請時点から2年1ヶ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。

法定免除の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除理由（該当・消滅）届
- 生活保護受給票または生活保護受給証明（生活保護受給による法定免除の場合）

代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）

- 委任状
- 窓口で代理でお手続きする方の身分を確認できるもの
(運転免許証、パスポート等)



必要書類見本（離職票）

離職票 - 1

様式第6号(1)
交付番号 ()
交付年月日 031005

帳票種別

16200

雇用保険被保険者 離職票

1

再交付 GEE, MM, DD

(短)



99-99999999

離職者氏名

ヨシウタロウ

性別

生年月日 (元号一年月日)

1 (男)

2 (女)

3 (和暦)

4 (西暦)

5 (令和)

6 (平成)

7 (昭和)

8 (大正)

9 (明治)

10 (大正)

11 (明治)

12 (大正)

13 (明治)

14 (大正)

15 (明治)

16 (大正)

17 (明治)

18 (大正)

19 (明治)

20 (大正)

21 (明治)

22 (大正)

23 (明治)

24 (大正)

25 (明治)

26 (大正)

27 (明治)

28 (大正)

29 (明治)

30 (大正)

31 (明治)

32 (大正)

33 (明治)

34 (大正)

35 (明治)

36 (大正)

37 (明治)

38 (大正)

39 (明治)

40 (大正)

41 (明治)

42 (大正)

43 (明治)

44 (大正)

45 (明治)

46 (大正)

47 (明治)

48 (大正)

49 (明治)

50 (大正)

51 (明治)

52 (大正)

53 (明治)

54 (大正)

55 (明治)

56 (大正)

57 (明治)

58 (大正)

59 (明治)

60 (大正)

61 (明治)

62 (大正)

63 (明治)

64 (大正)

65 (明治)

66 (大正)

67 (明治)

68 (大正)

69 (明治)

70 (大正)

71 (明治)

72 (大正)

73 (明治)

74 (大正)

75 (明治)

76 (大正)

77 (明治)

78 (大正)

79 (明治)

80 (大正)

81 (明治)

82 (大正)

83 (明治)

84 (大正)

85 (明治)

86 (大正)

87 (明治)

88 (大正)

89 (明治)

90 (大正)

91 (明治)

92 (大正)

93 (明治)

94 (大正)

95 (明治)

96 (大正)

97 (明治)

98 (大正)

99 (明治)

100 (大正)

101 (明治)

102 (大正)

103 (明治)

104 (大正)

105 (明治)

106 (大正)

107 (明治)

108 (大正)

109 (明治)

110 (大正)

111 (明治)

112 (大正)

113 (明治)

114 (大正)

115 (明治)

116 (大正)

117 (明治)

118 (大正)

119 (明治)

120 (大正)

121 (明治)

122 (大正)

123 (明治)

124 (大正)

125 (明治)

126 (大正)

127 (明治)

128 (大正)

129 (明治)

130 (大正)

131 (明治)

132 (大正)

133 (明治)

134 (大正)

135 (明治)

136 (大正)

137 (明治)

138 (大正)

139 (明治)

140 (大正)

141 (明治)

142 (大正)

143 (明治)

144 (大正)

145 (明治)

146 (大正)

147 (明治)

148 (大正)

149 (明治)

150 (大正)

151 (明治)

152 (大正)

153 (明治)

154 (大正)

155 (明治)

156 (大正)

157 (明治)

158 (大正)

159 (明治)

160 (大正)

161 (明治)

162 (大正)

163 (明治)

164 (大正)

165 (明治)

166 (大正)

167 (明治)

168 (大正)

169 (明治)

170 (大正)

171 (明治)

172 (大正)

173 (明治)

174 (大正)

175 (明治)

176 (大正)

177 (明治)

178 (大正)

179 (明治)

180 (大正)

181 (明治)

182 (大正)

183 (明治)

184 (大正)

185 (明治)

186 (大正)

187 (明治)

188 (大正)

189 (明治)

190 (大正)

191 (明治)

192 (大正)

193 (明治)

194 (大正)

195 (明治)

196 (大正)

197 (明治)

198 (大正)

199 (明治)

200 (大正)

201 (明治)

202 (大正)

203 (明治)

204 (大正)

205 (明治)

206 (大正)

207 (明治)

208 (大正)

209 (明治)

210 (大正)

211 (明治)

212 (大正)

213 (明治)

214 (大正)

215 (明治)

216 (大正)

217 (明治)

218 (大正)

219 (明治)

220 (大正)

221 (明治)

222 (大正)

223 (明治)

224 (大正)

225 (明治)

226 (大正)

227 (明治)

228 (大正)

229 (明治)

230 (大正)

231 (明治)

232 (大正)

233 (明治)

234 (大正)

235 (明治)

236 (大正)

237 (明治)

238 (大正)

239 (明治)

240 (大正)

241 (明治)

242 (大正)

243 (明治)

244 (大正)

245 (明治)

246 (大正)

247 (明治)

248 (大正)

249 (明治)

250 (大正)

251 (明治)

252 (大正)

253 (明治)

254 (大正)

255 (明治)

256 (大正)

257 (明治)

258 (大正)

259 (明治)

260 (大正)

261 (明治)

262 (大正)

263 (明治)

264 (大正)

265 (明治)

266 (大正)

267 (明治)

268 (大正)

269 (明治)

270 (大正)

271 (明治)

272 (大正)

273 (明治)

274 (大正)

275 (明治)

276 (大正)

277 (明治)

278 (大正)

279 (明治)

280 (大正)

281 (明治)

282 (大正)

283 (明治)

284 (大正)

285 (明治)

286 (大正)

287 (明治)

288 (大正)

289 (明治)

290 (大正)

291 (明治)

292 (大正)



必要書類見本（離職票）

離職票－2

離職年月日
を要確認

様式第6号(2)(第7条関係)

雇用保険被保険者離職票－2

① 被保険者番号	4800-010566-2	③ フリガナ	ヨコウ タロウ			④ 離職年月日	令和3年9月30日
② 事業所番号	4801-001186-9	⑤ 雇職者氏名	雇用 太郎			⑥ 雇職者の住所又は居所	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3
事業所所在地	労働市場センター 株式会社 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 03-5253-1111			⑦ 電話番号(0555) 23-8609			
事業主	東京都練馬区上石神井4-8-4 労働市場センター 株式会社 氏名 代表取締役 労働 邦一			※	令和3年10月5日付で交付した離職票-1 (交付番号 000000 番)に係る賃金支払状況である。		
センターエンブレム							
離職の日以前の賃金支払状況等							
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ の期間における 雇用特例 被保険者 離職日の翌日	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ の基礎日数	⑫ 貸資金額			⑬ 備考
一般被保険者等	10月1日	9月21日～離職日	10日	Ⓐ	Ⓑ	計	
9月1日～離職日	離職月	30日	9月21日～離職日	10日	95,000		
8月1日～8月31日	月	31日	8月21日～9月20日	31日	200,000		
7月1日～7月31日	月	31日	7月21日～8月20日	31日	200,000		
6月1日～6月30日	月	30日	6月21日～7月20日	30日	200,000		
5月1日～5月31日	月	31日	5月21日～6月20日	31日	200,000		
4月1日～4月30日	月	30日	4月21日～5月20日	30日	200,000		
3月1日～3月31日	月	31日	3月21日～4月20日	31日	200,000		
2月1日～2月28日	月	28日	月～月	日			
1月1日～1月31日	月	31日	月～月	日			
12月1日～12月31日	月	31日	月～月	日			
11月1日～11月30日	月	30日	月～月	日			
10月1日～10月31日	月	31日	月～月	日			
月～月	月	日	月～月	日			
⑭ 賃金に関する特記事項				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(健康保険被保険者証) <input type="checkbox"/> その他()			
※公共職業安定所記載欄	⑮欄の記載 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ⑯欄の記載 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (質) 瞳			 写真欄 3×2.4			

注意

- 基本手当は受給資格者が、高齢求職者給付金は高齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
 - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1(別紙)を提出すること。
 - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保存すること。
 - この離職票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。
- ※基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、裏面の「支給を受けるための手續等」をご覧ください。

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。



必要書類見本（雇用保険受給資格者証）

雇用保険受給資格者証

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-17-000109-7	2. 氏名 ヨウタケ			
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416	7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)				
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職年月日 281231	12. 離職理由 40		
13. 60歳到達時貯金日額 4,747	14. 離職時貯金日額 90	15. 給付制限 6,666		
16. 求職申込年月日 290104	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 291231		
19. 基本手当日額 4,747	20. 所定給付日数 90	21. 通算被保険者期間 090900		
22. 離職前事業所名 セイドウカジヨウセンター・カブシキガイシャ 労働市場センター株式会社				
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡査、市町村)	0 0 0 0		

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

管轄地方運輸局所在地

電話番号

〒177-0044 練馬区

03-3929-3311

見本

交付

月 日

センター

公共職業安定所

印

折り曲げ線

注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証を消失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の窓口に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出してください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の処罰を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当（傷病手当）の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求することができます。
- 雇用保険について分からぬことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(バーコード貼付欄)

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号

雇用保険説明会 年月日 出席済

（第2面）
2017. 1

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位:円)

※()内は割引額

(1) 2年前納

前納する月	令和5年4月		(参考)
納付方法	納付書	口座振替	(毎月納付した場合)
定額	387,170 (△14,830)	385,900 (△16,100)	402,000
付加	9,250 (△350)	9,220 (△380)	9,600
定額+付加	396,420 (△15,180)	395,120 (△16,480)	411,600

(2) 早割(1カ月)口座振替のみ

前納する月	令和5年4月から令和6年3月までの各月
定額	16,470 (△50)

(3) 1年前納

前納する月	令和5年4月	
納付方法	納付書	口座振替
定額	194,720 (△3,520)	194,090 (△4,150)
付加	4,710 (△90)	4,700 (△100)
定額+付加	199,430 (△3,610)	198,790 (△4,250)

(4) 6カ月前納

前納する月	令和5年4月および令和5年10月	
納付方法	納付書	口座振替
定額	98,310 (△810)	97,990 (△1,130)
付加	2,380 (△20)	2,370 (△30)
定額+付加	100,690 (△830)	100,360 (△1,160)

(5) 令和6年3月までの期間のすべての全額保険料を前納する場合

前納する月	令和5年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定額	178,780 (△2,940)	162,800 (△2,400)	146,750 (△1,930)	130,660 (△1,500)	114,510 (△1,130)	98,310 (△810)	82,060 (△540)	65,760 (△320)
付加	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)	3,160 (△40)	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)
定額+付加	183,110 (△3,010)	166,740 (△2,460)	150,300 (△1,980)	133,820 (△1,540)	117,280 (△1,160)	100,690 (△830)	84,050 (△550)	67,350 (△330)

前納する月	令和5年		
	1月	2月	3月
定額	49,400 (△160)	32,990 (△50)	16,520 (△0)
付加	1,200 (△0)	800 (△0)	400 (△0)
定額+付加	50,600 (△160)	33,790 (△50)	16,920 (△0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位:円)

※()内は割引額

(6) 令和7年3月までの期間のすべての全額保険料を前納する場合

前納する月	令和5年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定額	371,860 (△13,620)	356,500 (△12,460)	341,100 (△11,340)	325,640 (△10,280)	310,130 (△9,270)	294,570 (△8,310)	278,960 (△7,400)	263,300 (△6,540)
付加	8,880 (△320)	8,500 (△300)	8,130 (△270)	7,760 (△240)	7,380 (△220)	7,000 (△200)	6,630 (△170)	6,250 (△150)
定額+付加	380,740 (△13,940)	365,000 (△12,760)	349,230 (△11,610)	333,400 (△10,520)	317,510 (△9,490)	301,570 (△8,510)	285,590 (△7,570)	269,550 (△6,690)

前納する月	令和6年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
定額	247,590 (△5,730)	231,820 (△4,980)	216,010 (△4,270)	200,140 (△3,620)	183,760 (△3,020)	167,330 (△2,470)	150,840 (△1,980)	134,300 (△1,540)
付加	5,860 (△140)	5,480 (△120)	5,100 (△100)	4,710 (△90)	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)	3,160 (△40)
定額+付加	253,450 (△5,870)	237,300 (△5,100)	221,110 (△4,370)	204,850 (△3,710)	188,090 (△3,090)	171,270 (△2,530)	154,390 (△2,030)	137,460 (△1,580)

前納する月	令和6年				令和7年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定額	117,700 (△1,160)	101,050 (△830)	84,350 (△550)	67,590 (△330)	50,770 (△170)	33,900 (△60)	16,980 (△0)
付加	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)	1,200 (△0)	800 (△0)	400 (△0)
定額+付加	120,470 (△1,190)	103,430 (△850)	86,340 (△560)	69,180 (△340)	51,970 (△170)	34,700 (△60)	17,380 (△0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(7) 令和5年6月までの期間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	令和5年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	49,370 (△240)	37,050 (△120)	24,740 (△40)	12,390 (△0)

(8) 令和6年3月までの間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	110,070 (△1,440)	98,000 (△1,120)	85,890 (△840)	73,740 (△600)	61,550 (△400)	49,320 (△240)	37,050 (△120)	24,740 (△40)	12,390 (△0)

(9) 令和5年6月までの期間の半額保険料を前納する場合

前納する月	令和5年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	32,920 (△160)	24,700 (△80)	16,490 (△30)	8,260 (△0)

(10) 令和6年3月までの間の半額保険料を前納する場合

前納する月	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	73,380 (△960)	65,330 (△750)	57,260 (△560)	49,160 (△400)	41,030 (△270)	32,880 (△160)	24,700 (△80)	16,490 (△30)	8,260 (△0)

(11) 令和5年6月までの期間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	令和5年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	16,460 (△80)	12,350 (△40)	8,250 (△10)	4,130 (△0)

(12) 令和6年3月までの間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	36,690 (△480)	32,670 (△370)	28,630 (△280)	24,580 (△200)	20,520 (△130)	16,440 (△80)	12,350 (△40)	8,250 (△10)	4,130 (△0)

(参考資料) 国民年金保険料の変遷

保険料を納付する月分	定額		保険料を納付する月分	定額
	35歳未満	35歳以上		
昭和36年4月～昭和41年12月	100円	150円	昭和59年4月～昭和60年3月	6,220円
昭和42年1月～昭和43年12月	200円	250円	昭和60年4月～昭和61年3月	6,740円
昭和44年1月～昭和45年6月	250円	300円	昭和61年4月～昭和62年3月	7,100円
昭和45年7月～昭和47年6月	450円		昭和62年4月～昭和63年3月	7,400円
昭和47年7月～昭和48年12月	550円		昭和63年4月～平成元年3月	7,700円
昭和49年1月～昭和49年12月	900円		平成元年4月～平成2年3月	8,000円
昭和50年1月～昭和51年3月	1,100円		平成2年4月～平成3年3月	8,400円
昭和51年4月～昭和52年3月	1,400円		平成3年4月～平成4年3月	9,000円
昭和52年4月～昭和53年3月	2,200円		平成4年4月～平成5年3月	9,700円
昭和53年4月～昭和54年3月	2,730円		平成5年4月～平成6年3月	10,500円
昭和54年4月～昭和55年3月	3,300円		平成6年4月～平成7年3月	11,100円
昭和55年4月～昭和56年3月	3,770円		平成7年4月～平成8年3月	11,700円
昭和56年4月～昭和57年3月	4,500円		平成8年4月～平成9年3月	12,300円
昭和57年4月～昭和58年3月	5,220円		平成9年4月～平成10年3月	12,800円
昭和58年4月～昭和59年3月	5,830円		平成10年4月～平成14年3月	13,300円

保険料を納付する月分	定額	半額免除 (平成14.4～)	4分の1免除 (平成18.7～)	4分の3免除 (平成18.7～)
平成14年4月～平成17年3月	13,300円	6,650円		
平成17年4月～平成18年3月	13,580円	6,790円		
平成18年4月～平成19年3月	13,860円	6,930円	10,400円	3,470円
平成19年4月～平成20年3月	14,100円	7,050円	10,580円	3,530円
平成20年4月～平成21年3月	14,410円	7,210円	10,810円	3,600円
平成21年4月～平成22年3月	14,660円	7,330円	11,000円	3,670円
平成22年4月～平成23年3月	15,100円	7,550円	11,330円	3,780円
平成23年4月～平成24年3月	15,020円	7,510円	11,270円	3,760円
平成24年4月～平成25年3月	14,980円	7,490円	11,240円	3,750円
平成25年4月～平成26年3月	15,040円	7,520円	11,280円	3,760円
平成26年4月～平成27年3月	15,250円	7,630円	11,440円	3,810円
平成27年4月～平成28年3月	15,590円	7,800円	11,690円	3,900円
平成28年4月～平成29年3月	16,260円	8,130円	12,200円	4,070円
平成29年4月～平成30年3月	16,490円	8,250円	12,370円	4,120円
平成30年4月～平成31年3月	16,340円	8,170円	12,260円	4,090円
平成31年4月～令和2年3月	16,410円	8,210円	12,310円	4,100円
令和2年4月～令和3年3月	16,540円	8,270円	12,410円	4,140円
令和3年4月～令和4年3月	16,610円	8,310円	12,460円	4,150円
令和4年4月～令和5年3月	16,590円	8,300円	12,440円	4,150円
令和5年4月～令和6年3月	16,520円	8,260円	12,390円	4,130円

- 年齢早見表 - (令和6年1月1日～12月31日)

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和8	1933	91	昭和39	1964	60	平成6	1994	30
昭和9	1934	90	昭和40	1965	59	平成7	1995	29
昭和10	1935	89	昭和41	1966	58	平成8	1996	28
昭和11	1936	88	昭和42	1967	57	平成9	1997	27
昭和12	1937	87	昭和43	1968	56	平成10	1998	26
昭和13	1938	86	昭和44	1969	55	平成11	1999	25
昭和14	1939	85	昭和45	1970	54	平成12	2000	24
昭和15	1940	84	昭和46	1971	53	平成13	2001	23
昭和16	1941	83	昭和47	1972	52	平成14	2002	22
昭和17	1942	82	昭和48	1973	51	平成15	2003	21
昭和18	1943	81	昭和49	1974	50	平成16	2004	20
昭和19	1944	80	昭和50	1975	49	平成17	2005	19
昭和20	1945	79	昭和51	1976	48	平成18	2006	18
昭和21	1946	78	昭和52	1977	47	平成19	2007	17
昭和22	1947	77	昭和53	1978	46	平成20	2008	16
昭和23	1948	76	昭和54	1979	45	平成21	2009	15
昭和24	1949	75	昭和55	1980	44	平成22	2010	14
昭和25	1950	74	昭和56	1981	43	平成23	2011	13
昭和26	1951	73	昭和57	1982	42	平成24	2012	12
昭和27	1952	72	昭和58	1983	41	平成25	2013	11
昭和28	1953	71	昭和59	1984	40	平成26	2014	10
昭和29	1954	70	昭和60	1985	39	平成27	2015	9
昭和30	1955	69	昭和61	1986	38	平成28	2016	8
昭和31	1956	68	昭和62	1987	37	平成29	2017	7
昭和32	1957	67	昭和63	1988	36	平成30	2018	6
昭和33	1958	66	昭和64／ 平成元	1989	35	平成31／ 令和元	2019	5
昭和34	1959	65	平成2	1990	34	令和2	2020	4
昭和35	1960	64	平成3	1991	33	令和3	2021	3
昭和36	1961	63	平成4	1992	32	令和4	2022	2
昭和37	1962	62	平成5	1993	31	令和5	2023	1

- 年齢早見表 - (令和6年1月1日～12月31日)

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和7	1932	91	昭和38	1963	60	平成5	1993	30
昭和8	1933	90	昭和39	1964	59	平成6	1994	29
昭和9	1934	89	昭和40	1965	58	平成7	1995	28
昭和10	1935	88	昭和41	1966	57	平成8	1996	27
昭和11	1936	87	昭和42	1967	56	平成9	1997	26
昭和12	1937	86	昭和43	1968	55	平成10	1998	25
昭和13	1938	85	昭和44	1969	54	平成11	1999	24
昭和14	1939	84	昭和45	1970	53	平成12	2000	23
昭和15	1940	83	昭和46	1971	52	平成13	2001	22
昭和16	1941	82	昭和47	1972	51	平成14	2002	21
昭和17	1942	81	昭和48	1973	50	平成15	2003	20
昭和18	1943	80	昭和49	1974	49	平成16	2004	19
昭和19	1944	79	昭和50	1975	48	平成17	2005	18
昭和20	1945	78	昭和51	1976	47	平成18	2006	17
昭和21	1946	77	昭和52	1977	46	平成19	2007	16
昭和22	1947	76	昭和53	1978	45	平成20	2008	15
昭和23	1948	75	昭和54	1979	44	平成21	2009	14
昭和24	1949	74	昭和55	1980	43	平成22	2010	13
昭和25	1950	73	昭和56	1981	42	平成23	2011	12
昭和26	1951	72	昭和57	1982	41	平成24	2012	11
昭和27	1952	71	昭和58	1983	40	平成25	2013	10
昭和28	1953	70	昭和59	1984	39	平成26	2014	9
昭和29	1954	69	昭和60	1985	38	平成27	2015	8
昭和30	1955	68	昭和61	1986	37	平成28	2016	7
昭和31	1956	67	昭和62	1987	36	平成29	2017	6
昭和32	1957	66	昭和63	1988	35	平成30	2018	5
昭和33	1958	65	昭和64／平成元	1989	34	平成31／令和元	2019	4
昭和34	1959	64	平成2	1990	33	令和2	2020	3
昭和35	1960	63	平成3	1991	32	令和3	2021	2
昭和36	1961	62	平成4	1992	31	令和4	2022	1
昭和37	1962	61						

- 索引 -

カードNo.	タイトル	概要
1	20歳になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■加入手続きの方法は？ ■納付方法は？ ■納付が困難な場合 ■基礎年金番号通知書の見本は？
2	会社を退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■必要な手続きは？ ■納付方法は？ ■納付が困難な場合
3	配偶者の被扶養者でなくなり 切り替え手続きを行うとき	<ul style="list-style-type: none"> ■必要な手続きは？ ■納付方法は？ ■納付が困難な場合
4	海外に居住するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■海外任意加入制度の内容 ■お手続き窓口 ■納付方法 ■日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き ■任意加入をやめるとき
5	任意加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■年金額を増やすには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき ■受給要件を満たすためには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき
6	資格を喪失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■必要な手続きは？ ■保険料 ■手続きに必要な書類
7	基礎年金番号通知書再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎年金番号通知書 ■基礎年金番号通知書（表裏） ■お手続き窓口 ■年金手帳 ■年金手帳（全体）
8	保険料額について	<ul style="list-style-type: none"> ■国民年金の保険料 ■国民年金保険料の納付義務 ■納付方法
9	付加保険料と付加年金	<ul style="list-style-type: none"> ■付加保険料 ■注意事項
10	前納制度	<ul style="list-style-type: none"> ■前納とは ■2年前納とは ■前納保険料額 ■手続き方法
11	金融機関・郵便局・コンビニ 等の窓口で納付	<ul style="list-style-type: none"> ■現金で納付するときは ■納付書見本 ■電子納付（ペイジー） ■注意事項
12	口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ■口座振替のメリット ■手続き方法 ■口座振替の早割制度とは ■注意事項
13	クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> ■手続き方法 ■注意事項
14	スマートフォンアプリ納付	<ul style="list-style-type: none"> ■スマートフォンアプリでの納付のメリット ■支払方法 ■納付方法 ■注意事項

- 索引 -

カード No.	タイトル	概要
15	申請免除・納付猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取るときはどう違うの？ ■ 手続き ■ 審査基準 ■ 免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間 ■ 来年度以後は？ ■ 手続き後は？ ■ 将来の年金額を増やすには？
16	学生納付特例制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取るときはどう違うの？ ■ 手手続き ■ 将来の年金額を増やすには？ ■ 手続き後は？ ■ 卒業後に国民年金保険料が払えないときは？
17	法定免除制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金の給付はどうなるの？ ■ 手手続き ■ 免除ではなく、引き続き支払いしたいときは？
18	保険料負担と年金額の関係は？	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料負担と年金額の関係
19	追納について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「追納」とは？ ■ いくら納めればいいの？ ■ 手手続き ■ 注意点
20	事務処理誤りにかかる特例制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務処理誤りにかかる特例制度とは ■ お申し出いただける主な事例 ■ 特例保険料 ■ 注意点
21	産前産後免除	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産前産後期間の免除制度とは ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取るときはどう違うの？ ■ 手手続き
22	社会保障協定について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保障協定の目的 ■ 日・中社会保障協定の概要 ■ 日・中社会保障協定の手続き（適用証明書） ■ 市町村における留意点 ■ 被保険者資格取得・喪失に関する手続き（参考） ■ Q&A

-索引-

カード No.	タイトル	概要
-	届書等・通知書等	<ul style="list-style-type: none"> ■国民年金被保険者関係届書（申出書） ■国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書 ■国民年金第3号被保険者関係届 ■国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書 ■国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届 ■時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届 ■納付書の封筒見本 ■国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 ■国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ および国民年金保険料口座振替額通知書 ■国民年金保険料口座振替額通知書 ■国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料預金口座振替辞退（取消）通知書 ■国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書 ■国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額 通知書 ■国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書 ■国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書 ■国民年金保険料産前産後期間免除通知書
-	(参考資料) 前納する場合の期間 および納付すべき額	<ul style="list-style-type: none"> ■前納する場合の期間および納付すべき額
-	(参考資料) 国民年金保険料の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ■国民年金保険料の変遷
-	年齢早見表	<ul style="list-style-type: none"> ■年齢早見表

- 索引 -

カードNo.	タイトル	概要
-	必要書類	<ul style="list-style-type: none">■必ず提出・添付するもの（全共通）■申請免除、納付猶予の場合に添付するもの■学生納付特例制度の場合に添付するもの■法定免除の場合に添付するもの■代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）
-	申請書等・通知書等	<ul style="list-style-type: none">■国民年金保険料免除・納付猶予申請書■国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届■国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書■国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書■国民年金保険料学生納付特例申請書■学生納付特例取消申請書■国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書■国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書■国民年金保険料免除期間納付申出書■国民年金保険料免除理由消滅通知書■国民年金保険料追納申込書
-	必要書類見本	<ul style="list-style-type: none">■離職票－1■離職票－2■雇用保険受給資格者証